

令和6年7月 月例報告会 報告事項一覧

令和6年7月26日

所管課	報告事項	
総務課	東伯郡及び鳥取県消防ポンプ操法大会の結果について	・・・ 1
総務課	7月9日からの大雨に係る対応状況等について	・・・ 2
総務課	未利用財産有効活用関連事業の経過報告について	・・・ 3
企画政策課	JR浦安駅の整備方針について	・・・ 4
企画政策課	上郷・倉坂たすけあい交通について	・・・ 11
企画政策課	琴浦町サッカースポーツ少年団の韓国麟蹄郡でのサッカー交流について	・・・ 12
農林水産課	琴浦町の農業の振興に関する計画(27号計画)の定期的な検証について	・・・ 13
商工観光課	一向平キャンプ場水風呂設置工事の進捗について	・・・ 15
商工観光課	琴浦町地域おこし協力隊 吉野亜紀隊員「サウナハーバルカップ第1回日本予選」プレゼンテーション部門1位&審査員特別賞のW受賞について	・・・ 16
商工観光課	白鳳祭について	・・・ 17
社会教育課	生涯学習センター改修工事スケジュール(案)について	・・・ 18
人権・同和教育課	琴浦町人権・同和教育推進協議会総会について	・・・ 19
農業委員会事務局	婚活イベントの参加者募集について	・・・ 67

1 東伯郡消防ポンプ操法大会

- (1) 日 時：令和6年6月16日（日）
- (2) 場 所：鳥取中部ふるさと広域連合消防局（倉吉市）
- (3) 出場隊：中部4町から8チームが出場
- (4) 結 果：優 勝 第5分団（法万）
準優勝 第3分団（浦安）
第5位 第6分団（赤碕）



2 鳥取県消防ポンプ操法大会

- (1) 日 時：令和6年7月7日（日）
- (2) 場 所：鳥取県消防学校（米子市）
- (3) 出場隊：県内市町村から12チームが出場
- (4) 結 果：第6位 第5分団（法万）
第8位 第3分団（浦安）



7月9日からの大雨に係る対応状況等について

総務課

1 経過

日時		内容
7月9日	12時23分	大雨警報（浸水害） 第一配備体制
7月9日	17時47分	大雨警報解除（注意報へ移行）

2 被害の状況

（7月22日現在）

種別	内 容	
人的被害	なし	
物的被害	非住家全壊1棟 樹木の倒壊により通り抜けが 不可となっていたため、樹木を 撤去し、道路啓開を実施	

3 施設等への影響

【公共土木施設関係】

（7月22日現在）

被害内容	件数	規制内容	備 考
法面崩落	1	なし	町道岩本線 流出土砂を撤去し、再発防止のため大型土 のうを設置。



復旧前



復旧後

【農林水産関係】

○農業用施設

（7月22日時点）

施設	被災状況	被災箇所数	備 考
農地	法面崩落	1箇所	赤碕地内、 復旧方法は、検討中



未利用財産有効活用関連事業の経過報告について

総務課

1 旧以西保育園活用事業公募型プロポーザルの実施結果

応募者（1者）によるプレゼンテーション及びヒアリングを令和6年5月30日（木）に実施し、選定委員会において各審査項目の評価基準に基づき審査・採点を行いました。

【審査項目】

①	周辺地域の特性を踏まえた上で、地域住民の利用を前提として、地域活性化に資する提案となっているか。
②	募集要領の条件にあった内容の提案がされているか。
③	過去の事業実績があるか。
④	収支計画は具体的、確実性があるか。
⑤	提案事業を適切にかつ確実に実現できる能力（体制、経営基盤、人材等）を有しているか。
⑥	資金調達ができる見込みがあるか。
⑦	事業開始から事業終了（現状回復）までの計画は適切か。

【審査結果】

	審査結果
応募事業者 A	該当者なし

○浦安駅の整備概要およびスケジュール（案）について

1) 意見募集

募集期間	5月1日（水）～6月14日（金）
周知方法	町報、町HP、町公式LINE、駅でのビラ配り
募集方法	Liqlid、企画政策課へ直接、メール
募集意見	①浦安駅でこんな時間を過ごせたらうれしい ②浦安駅にこんな機能があったらうれしい
応募状況	①81件 ②115件 （Liqlid登録者数：97人）

2) 整備の方針

- ・浦安駅については、現在確認できる箇所だけでも雨漏りや柱の腐食、基礎のひび割れ等が複数箇所あり、修繕する場合であっても大規模改修が必要となり、新築と同程度の経費が見込まれる。
- ・既存駅舎の木目調の柔らかな趣を残しつつ、明るく開放的な駅をイメージ。
- ・自由通路側に屋根付のフリースペースを設けることで、住民の自由な交流に活用してもらうとともに自由通路との接続の向上を図る。
- ・駅前広場の安全性向上のため、バスの回し場や駐車スペースをカラー舗装でわかりやすく明示。

3) 今後のスケジュール（予定）

内容	事業主体	2024年 4月	7月	10月	2025年 1月	4月	7月	10月	2026年 1月
設計業務	町	意見募集 基本計画	住民説明	実施設計					
既存施設の撤去	JR		跨線橋付帯電線の撤去	跨線橋撤去	既存施設撤去（駅舎）				
新駅舎の整備	JR			既存施設撤去（ホーム屋根、ホーム待合、トイレ）		仮駅の整備			券売機等の移設
	町			南側改札口の整備		北側待合所およびトイレの建設			
利用開始									供用予定 1月～

4) 住民説明会

上記内容について次の日程で住民説明会を開催。

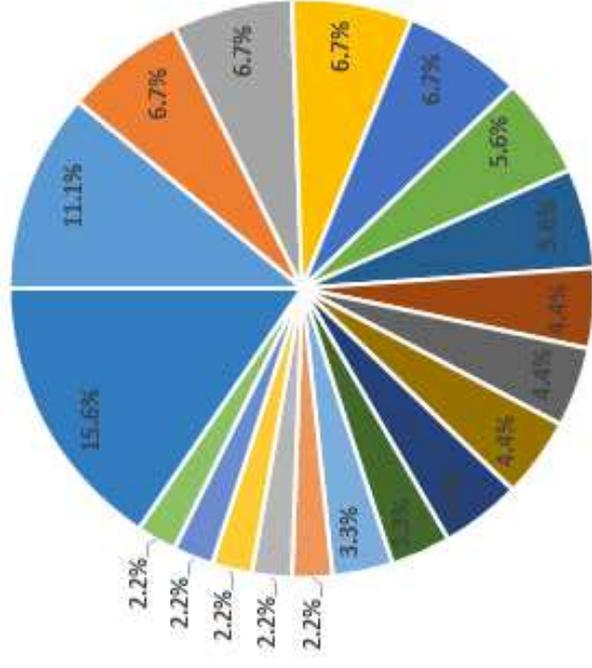
日 時：8月5日（月）19時から

場 所：本庁舎防災会議室（まなびタウン空調工事のため使用不可）

周 知：行政放送にて周知するほか、浦安駅周辺の自治会長には別途通知済

意見集約の結果

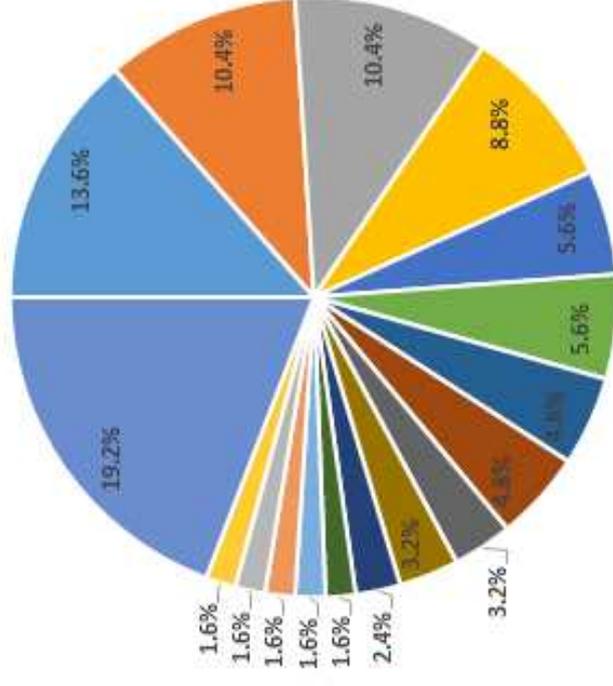
浦安駅でこんな時間を過ごせたらうれしい



- ゆっくり・落ち着ける・静かなスペース
- 雨風がしのげる
- 綺麗な施設
- 特徴的な駅
- 野菜・特産品販売・フリマ・軽トラ市
- 快適な待ち時間が過ごせる駅
- 大山口のような駅
- 明るい・開放的な駅
- 情報発信・看板・パネル
- بارיאフリー施設
- 飲食・カフェスペース
- 木製・木目調
- 安全な駅
- 小規模な駅
- 再利用・レトロな駅
- 既存駅舎の保存
- 飲み屋
- サロン
- その他

外観・内観	雨風がしのげて明るく開放的で綺麗な駅 木製(木目調)、レトロ、特徴的な外観
過ごし方	ゆっくり落ち着いて快適な待ち時間が過ごせる 軽トラ市・フリマ・サロン等

浦安駅にこんな機能があったらうれしい



- 情報発信機能(公共電話、展示、掲示板等)
- 自動販売機
- 飲食・フリースペース
- Wi-Fi
- 駅前広場の整備
- 太陽光パネル
- 最低限の機能
- 本・雑誌
- その他
- 待合室
- 情報発信機能(公共電話、展示、掲示板等)
- きれいなトイレ
- まなタンとの接続
- テーブル・ベンチ
- バリアフリー設備
- エアコン
- しゃないほうの浦安
- 待合室

取りまとめ状況 (R6.5.1~R6.6.14)
 こんな機能：81件、こんな機能：115件 計196件

現在の浦安駅の状況



①



②



③

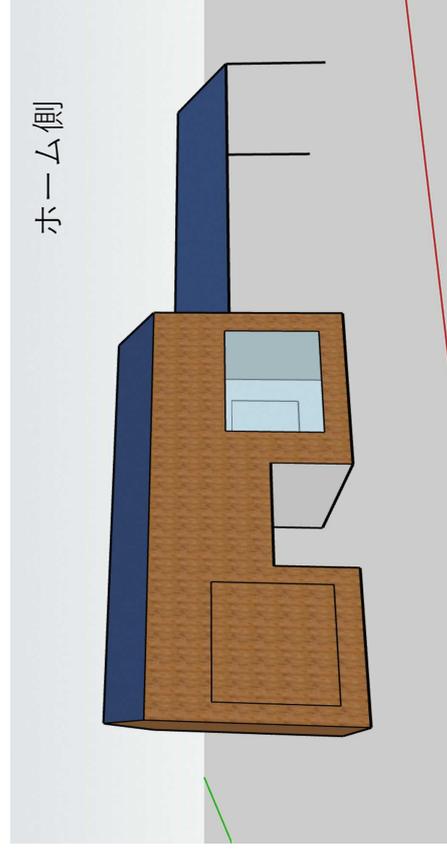
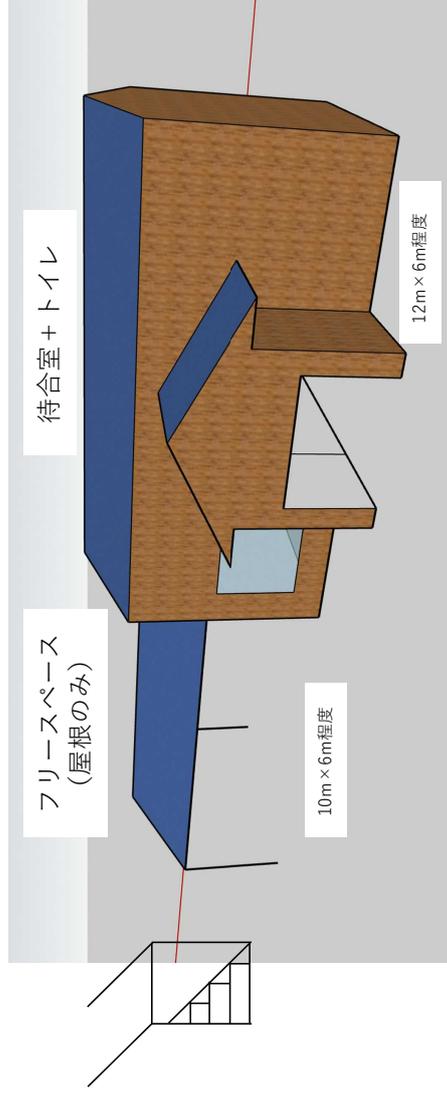


④

①天井	雨漏り跡複数あり。
②床面	ひび割れ箇所多数あり。コンクリートの下はすいている可能性あり。今後利用を続けるのであれば床修繕の検討が必要。
③基礎	基礎コンクリートにひび割れや浮き箇所あり。今後利用を続けるのであれば基礎修繕の検討が必要。
④柱	柱に一部腐食あり。今後利用を続けるのであれば柱・基礎修繕の検討が必要。

新しい駅舎の方針（案）

浦安駅+大山口駅+中山口駅をイメージ



- ・ 木目調パネル ・ 瓦葺き ・ フリースペースと待合室は引き戸で仕切り（開放により連結可能）
- ・ 窓（入口側、ホーム側に各1箇所） ・ カウンター（ホーム側、入口側の窓下に設置）
- ・ 椅子（カウンター下に設置） ・ トイレ（男、女、多目的） ・ 太陽光パネル（ホーム側屋根）
- ・ 掲示板（待合室壁、ホーム側壁） ・ 蓄電池 ・ Wi-Fi ・ 時計

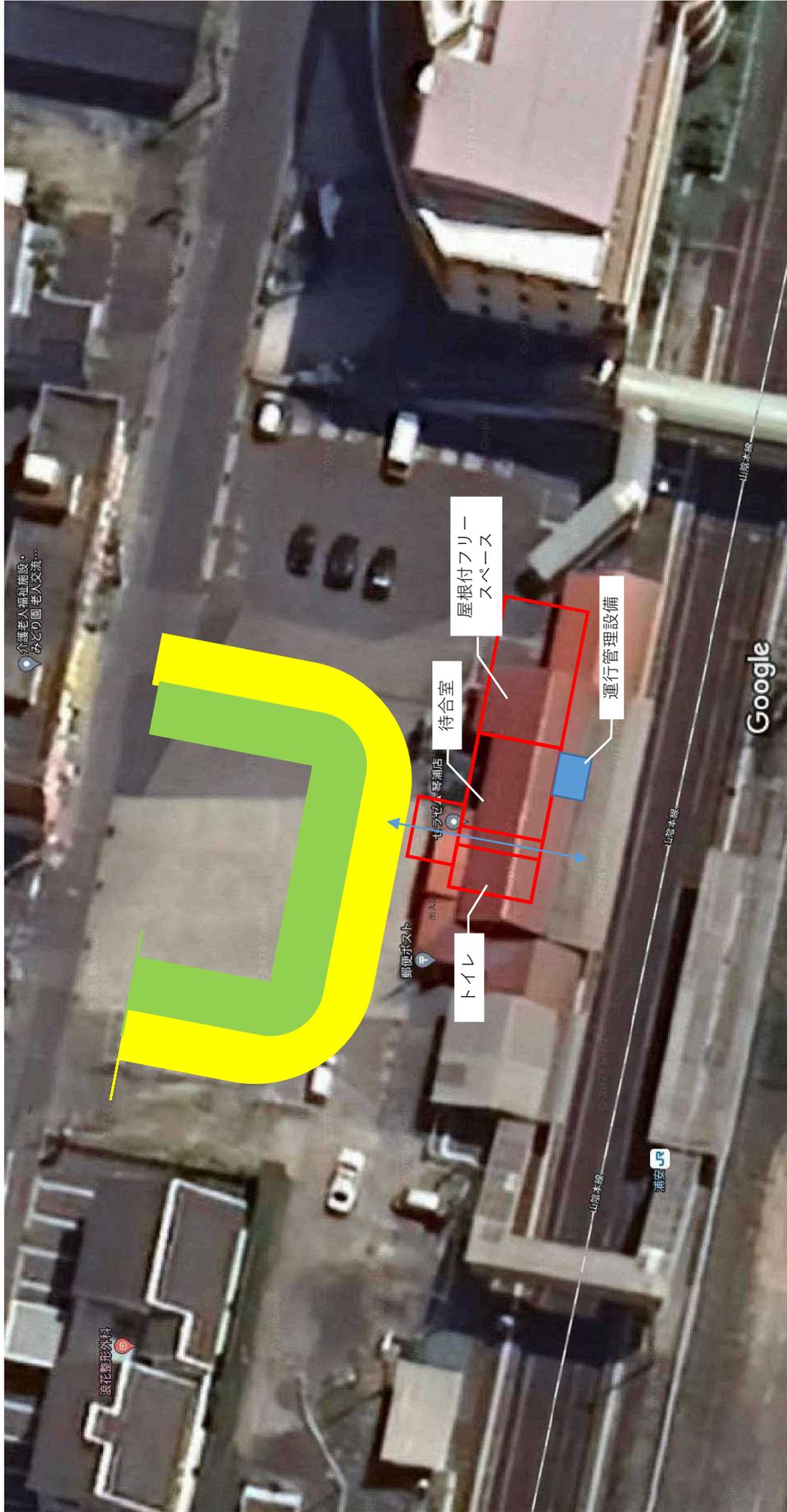
設備

その他) ・ 券売機 ・ 自動販売機 ・ 公衆電話

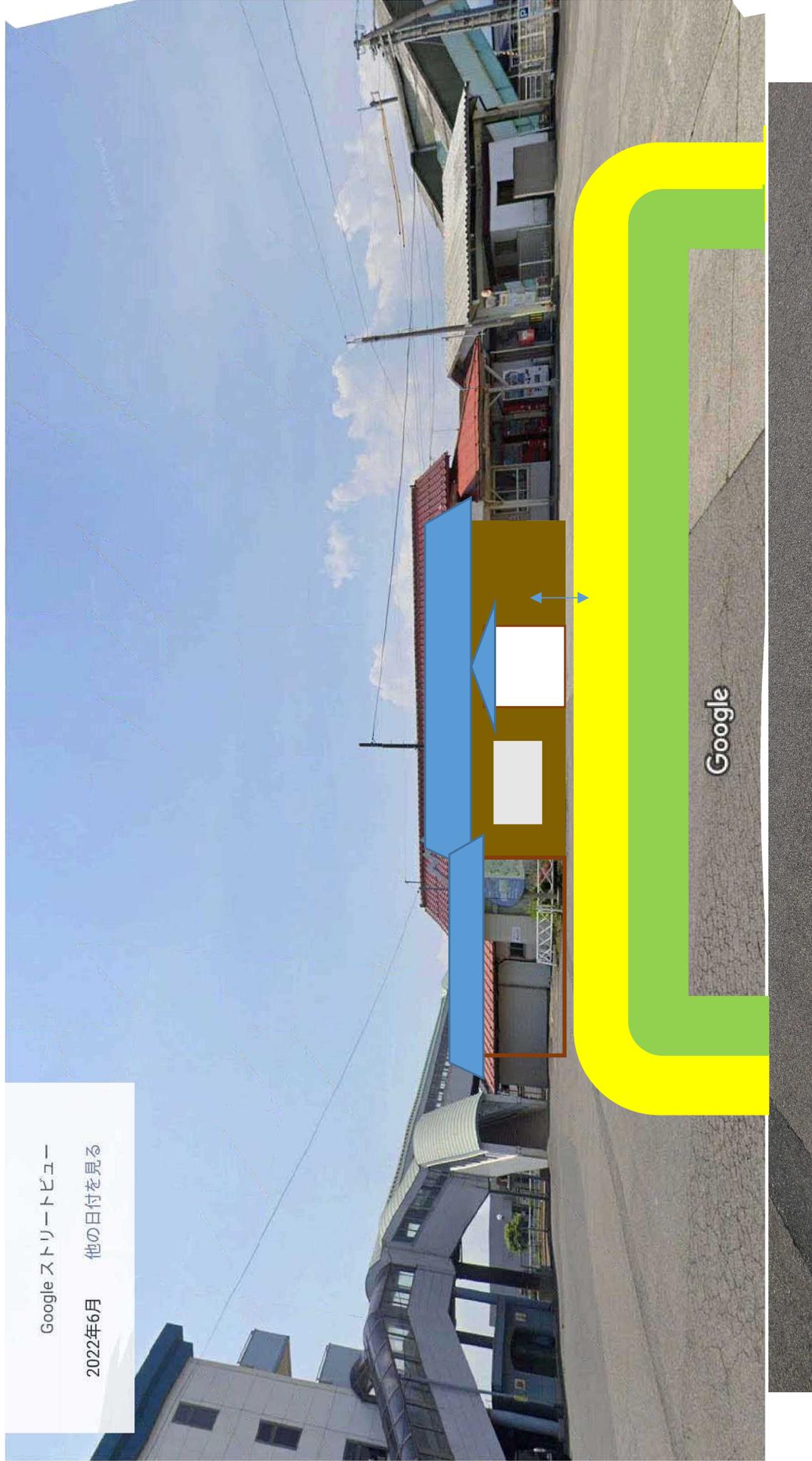
その他

・ 駅前広場整備（バス乗り場等カラー舗装、駐車スペース再表示）

浦安駅配置イメージ



浦安駅配置イメージ



Google ストリートビュー

2022年6月 他の日付を見る

1 概要

琴浦町営バスの利用者は年々減少し、中山間地域における公共交通サービスのあり方についても見直しが必要となってきました。福永線を運行する上郷・倉坂地区では、将来を見据えて共助交通の実証実験を行い、実験結果をもとに今後の地域内の移動のあり方について検証していきます。

- 名称：上郷・倉坂たすけあい交通
 目的：実証実験により共助交通の課題等を洗い出すことで、上郷・倉坂地区における今後の公共交通のあり方について検討を行う。
 実験期間：令和6年8月1日（木）～9月30日（月）（2カ月間）
 ※8月1日 10：00～ 出発式（上郷地区公民館）
 運行頻度：週3日（月・水・金） 9：30～16：00
 対象者：上郷・倉坂地区住民（利用には事前登録が必要）
 ※実験登録者26人
 対象区域：上郷・倉坂地区から浦安駅周辺エリア
 運行方法：前日までの電話予約により、自宅から目的地まで送迎
 運賃：実証実験のため無料
 ドライバー：10人（住民ボランティア）

2 本事業に対する町の支援

- 交通空白地有償運送事業運営補助金（県：1/2町：1/2）
 対象経費：車両リース料、自動車保険料、燃料代、消耗品等

3 町内の移動支援の状況

ボランティア 輸送	徳万たすけあいトクトク会（徳万） ・移動支援、買い物支援
	岩本いきいきクラブ（岩本） ・移動支援、買い物支援
有償運送	助け合い交通ことうら（安田地域づくり協議会） ・移動支援



ロゴマーク

1 交流経緯及び概要

- ・ 昨年の町長の麟蹄郡訪問に伴う、国際交流再開の動きを踏まえ、本年5月に琴浦町サッカースポーツ少年団から韓国麟蹄郡とのサッカー交流に関する要望書の提出があった。要望を踏まえ、麟蹄郡とサッカー交流に関する協議を行ったところ、麟蹄郡が快諾し、8月にサッカー交流を実施するもの。
- ・ 琴浦町サッカースポーツ少年団15名（選手10名、指導者3名、保護者2名）が麟蹄郡を訪問し、麟蹄郡の少年サッカーチームとのサッカー交流に加え、韓国文化体験も併せて実施。

2 スケジュール

- 8月9日（金） 米子空港発仁川空港着、麟蹄郡へ車移動（泊：麟蹄郡）
- 8月10日（土）麟蹄郡にてサッカー交流及び韓国文化体験（泊：麟蹄郡）
- 8月11日（日）仁川空港へ車移動、仁川空港発米子空港着

3 その他

- ・ 同交流に関しては、琴浦町サッカースポーツ少年団が公益財団法人鳥取県国際交流財団の「山陰・夢みなと博覧会記念基金助成金」認定に向けて申請を実施。審議の結果、同助成金対象事業に認定され、選手及び指導者の渡航費及びパスポート取得費用の一部について同助成金を活用。

1 概要

27号計画に定められる施設は、地域の特性に応じた総合的な農業の振興に必要なものであるかについて、定期的な検証をすることとされており、検証の結果を町ホームページで公表を行う。

2 検証項目

- (1) 町内における加工用ぶどうの作付面積
- (2) 施設の整備状況

3 検証方法等

- (1) 検証の時期

令和3年度から令和7年度まで

※ 27号計画が定められた年の翌年度以降、計画が定められた日から起算して5年間を経過するまでの間、毎年7月に検証を実施。

- (2) 検証方法

27号計画に定める当該農業振興地域の特性に応じた農業の振興の方針及び達成すべき目標に沿って、ぶどうの作付や施設の整備状況等が琴浦町の農業振興に効用を發揮しているか確認し検証する。

- (3) 客観性の確保の方法

検証に当たり、農業委員会に意見を聞くこととする。

- (4) 検証結果の公表

検証結果を、町ホームページで公表を行う。

- (5) 検証後講ずる措置

検証の結果、27号計画に定める目標の達成に著しく不十分であると認められる施設がある場合には、目標の達成に向けて必要な措置を講ずる。

4 検証結果 別紙のとおり

生育・栽培管理、現場状況（令和6年7月7日）

写真1



金屋ほ場

写真2



上法万ほ場及びワイナリー建設予定地

1. 「農業の振興に関する計画」について

「農業の振興に関する計画」とは、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の4第1項27号に基づく計画(以下「27号計画」という。)で、町の農業振興策として農業振興地域整備計画を補完するものです。

生産性の高い優良農地においては、農地転用は原則不許可ですが、「27号計画」に位置付けられた施設の用に供する場合には、優良農地であっても限定的に農用地区域から除外し農地転用が可能とされています。

琴浦町の農業の振興に関する計画は、法万地内の第1種農地を農用地区域から除外し、ワイナリーを中心としたレストランや宿泊施設等の複合施設を建設することで、①ブドウ栽培による耕作放棄地の発生防止、解消等、②ワイン等の新たな加工品の推進、③レストランへの地元農畜水産物の使用による生産者の所得向上、④琴浦町の新たな魅力発信など、当該地域における農業の振興を図ることを目的として策定するものです。

2. 定期的な検証について

27号計画に位置付けられた施設については、当該施設が地域の農業の振興に寄与しているか否かについて、関係機関(琴浦町農業委員会)の意見を聴いたうえで定期的(毎年7月)に検証し、町ホームページで公表することとされています。

3. 対象施設及び検証内容等について

令和6年5月末時点

	施設の種類	面積(m ²)	農業振興の方策・効用等	検証結果	目標達成の状況
ア	町内における加工用ぶどうの作付面積	現状 506a 目標 700a (R5年度)	琴浦町の新たな産物として、ぶどう栽培を推進することで耕作放棄地の発生防止と解消を図るとともに、畑かん施設の有効利用を促進する。また、生産されたブドウを加工へ用いることで、出荷時におけるロスを減少させ、農業者の所得向上を図る。	令和5年度は新たな苗の作付け場所の調整のついたほ場が2箇所0.47haあり、微増ではあったが、耕作放棄地の解消に至った。 畑かん施設は、令和5年度に作付した圃場(面積0.47ha)にかん水設備を整備し、有効活用が図られた。	一部達成 72%
イ	施設の整備状況 ・ワイン醸造所 ・レストラン等 ・宿泊施設 ・駐車場等 ・ぶどう園	現状 0% 目標 100% (R5年度)	琴浦町産ぶどうを用いたワインを生産することで、町の特産品としてブランド化を図るとともに、都市交流等をおし、梨などの他の特産品をPRし、消費拡大を図る。	コロナ禍の影響により施設建設のスケジュールが開始予定時期である令和3年1月からずれこんでいるものの、令和6年6月より設計業務が着手された。	整備状況 0%

4. 琴浦町農業委員会の意見について

ア 町内における加工用ぶどうの作付面積

地元産ぶどうの栽培面積を増やし、目標面積の達成、耕作放棄地の発生防止及び解消に向けて計画的に取り組んでいただきたい。

また、ぶどう農場の除草作業を適期に行う等、栽培管理を適切に行っていただきたい。

イ 施設の整備状況

ワイナリーをベースにしたレストラン、直売所や宿泊施設等の整備計画については、地元及び周辺農地耕作者に対し丁寧に説明を行っていただきたい。

また、地域雇用の創出や地元の農畜水産物の活用を通じて琴浦ブランドの情報発信とともに、地域農業の振興が図られることを期待する。

一向平キャンプ場水風呂設置工事の進捗について

商工観光課

一向平キャンプ場水風呂設置工事の進捗について、報告するもの。

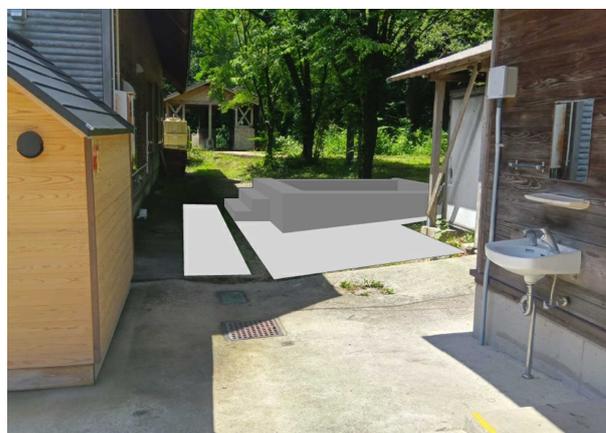
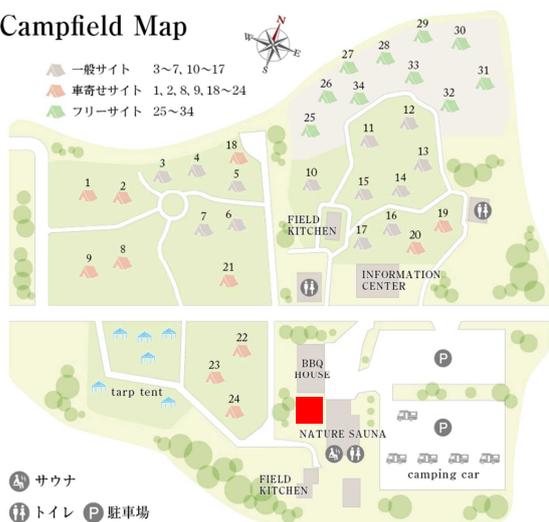
1 公募型プロポーザルの結果について

- (1) 日 時 令和6年5月21日(火)
- (2) 場 所 本庁舎防災会議室
- (3) 審 査 提案者1者による企画提案書に係るプレゼンテーション審査
- (4) 結 果 優先交渉権者に「加登脇建設株式会社」を選定
得点182点/250点満点 ※72.8%

2 契約内容について

- (1) 事業者 加登脇建設株式会社
- (2) 契約日 令和6年7月10日(水)
- (3) 契約額 440万円(税込み)
- (4) 工 期 令和6年8月20日(火)
- (5) 設置場所 (赤色部分)
- (6) 完成イメージ

Campfield Map



琴浦町地域おこし協力隊 吉野亜紀隊員
「サウナハーバルカップ第1回日本予選」プレゼンテーション部門1位
&審査員特別賞のW受賞について

商工観光課

サウナの中で植物の香りを楽しむことに特化した大会競技が行われ、東京から琴浦へ移住し、サウナを起点としたまちづくりに貢献する吉野隊員が受賞したことについて報告するもの。

1 大会概要と結果について

- (1) 大会名 「サウナハーバルカップ第1回日本予選」
- (2) 日 時 令和6年7月3日(水) 4日(木)
- (3) 場 所 東京都稲荷町サウナセンター
- (4) 結 果 プレゼンテーション部門優勝、審査員特別賞

- ・サウナハーバルカップとはサウナの中で植物の香りを楽しむことに特化したリラクゼーションプログラムで、プレゼンテーション/ハーバルリチュアル/ヒーリングの3つの競技が行われた。
- ・全国からハーバルサウナのスペシャリストが集うなか、鳥取県琴浦町から出場した吉野亜紀地域おこし協力隊員がプレゼンテーション部門第1位となり、審査委員特別賞をW受賞した。



▲琴浦産の植物を活用した独創的な提案



▲五塔熱子氏と谷敷地域おこし協力隊(有休)がチームとしてサポート



▲琴浦町地域おこし協力隊 吉野隊員

2 報告会について

- (1) 日時 令和6年8月1日(木) 18時00分～18時30分
- (2) 場所 役場本庁舎2F防災会議室
- (3) 内容 大会の結果報告、パフォーマンス披露 等

第31回
火と食の祭り

白鳳祭

令和6年

16:00▶20:30
8月4日(日)

琴浦町東伯総合公園

琴浦町田越560番地

18:35頃 大山乳業さんによるアイスの配布もあります!

赤碕中学校
吹奏楽部
演奏
16:00~

ダンス
バンド演奏
17:00~

蓬東盆踊り
ことうら音頭
18:40~

白鳳太鼓
19:10~

たいまつ
行列
19:30~

レーザーライト
花火ショー
20:00~20:30

※アプト駐車場・本庁舎駐車場からは徒歩10分です。
※大山乳業駐車場は全面駐車禁止です。

無料
シャトルバスを
運行します!!

玄海・本庁舎から会場間の無料シャトルバスを随時運行いたしますので、ご利用ください。
※アプト・浦安駅南口からのシャトルバスはありません。

運行時間 15:30~21:00



会場内駐車場は、台数に限りがあるため、臨時駐車場をご利用下さい。

※野球場トイレは使用禁止です。会場内施設のトイレは使用できません。仮設トイレをご利用下さい。

- 感染症対策にご協力ください。
- ゴミの持ち帰りにご協力ください。
- 会場周辺・野球場裏道での路上駐車は禁止です。
- サッカー場内は電子タバコを含めて禁煙です。喫煙は決められた場所をお願いします。
- サッカー場内へのペットの同伴は御遠慮ください。
- ドローンの使用は固くお断りします。

※**有料観覧席**は事前申込みされた方のみ入場できます。

【主催】白鳳祭実行委員会 【共催】琴浦町

お問い合わせ先 | 白鳳祭実行委員会事務局 (琴浦町商工観光課内) TEL 52-1713 / 白鳳祭当日 52-2111

生涯学習センター空調等改修工事スケジュール（案）について

社会教育課

1 概要

生涯学習センター空調等改修工事に伴い、図書館閉館と教育委員会事務局の一時移転を行う。

なお、生涯学習センターの貸館利用は7月末で終了し、令和7年4月の再開を予定。

2 図書館の閉館

(1) 閉館スケジュール

図書館本館は、9月1日（日）まで開館し、その後閉館とする予定。9月は蔵書の移転等を行い、2階フロアの本格的な施工は10月から開始し、年末まで施工を行う予定。再開は、令和7年1月を予定。

(2) 本館閉館時の対応

図書館本館を閉鎖する期間は、本庁舎ロビーに図書スペースを設置する予定。図書館司書1～2名が常駐し、新刊図書、雑誌、新聞等の閲覧や図書の返却等を行う。

なお、図書の貸出し、利用者登録、予約等は図書館システムの移動が必要なため、対応可能か検討中。まずは、9月初めに図書返却用のブックポストを設置し、図書が返却可能な態勢を構築する。



【返却用ブックポスト】

図書館本館に設置してある返却用ブックポスト

3 教育委員会事務局の一時移転

教育委員会事務局を施工する際に、一時的に執務室を移転する必要がある。移転期間は9月1カ月程度、移転先は生涯学習センター内の別フロアを想定している。

なお、移転時の教育委員会事務局窓口は、2階図書館周辺に設置する予定。3階執務室の施工完了後、通常の態勢にもどる。

なお、教育委員会事務局の施工完了後は、全館を閉館する予定。(正面玄関は閉鎖し、教育委員会事務局への来客は、3階南側出入口からの出入りのみとする予定)

4 今後のスケジュールについて（予定）

時期		R6					R7		
		8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
施設運営	出入口	通常	正面玄関のみ	3階南側出入口のみ			通常の出入口を利用することを原則とするが、施工状況に応じて、出入口を変更する。		
	図書館本館（2階）	通常	閉館（本庁ロビーで代替）				通常		
	本庁ロビー	通常	開設準備	新刊図書、雑誌、新聞等の閲覧			通常		
	教育委員会事務局窓口（3階）	通常	移設先（図書館本館前）で運営	通常					
	教育委員会事務局執務室（3階）	通常	移設先（生涯学習センター別フロア）で運営	通常					
	その他箇所（3階～5階）	閉館							
	地下駐車場（1階）	歩行者通行可	閉鎖（安全確保のため、歩行者通行不可）						

5 町民、来客への周知

図書館閉館、教育委員会事務局の一時移転については、行政放送、ホームページ等で町民への周知を十分に行うと共に、生涯学習センター出入口等への掲示を行い、来客の誘導を適切に行うよう努める。

令和6年度琴浦町人権・同和教育推進協議会総会について

人権・同和教育課

1 概 要

琴浦町人権・同和教育推進協議会総会の概要について報告するもの。

- (1) 日 時： 令和6年5月30日(木) 午後7時から
- (2) 場 所： まなびタウンとうはく 4階 多目的ホール
- (3) 参加者： 出席者58人、委任状提出者29人、欠席者21人 (会員総数108人)
- (4) 結 果： 議案として提出した次の2議案について、すべて承認された。
 - <議案第1号> 令和5年度事業報告並びに決算について
 - <議案第2号> 令和6年度事業計画(案)並びに予算(案)について

(詳細については、別紙総会資料のとおり。)

令和6年度

琴浦町人権・同和教育推進協議会総会

(議案・資料)



と き 令和6年5月30日(木) 19:00～

ところ まなびタウンとうはく 多目的ホール

琴浦町人権・同和教育推進協議会

日 程

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

議案第1号 令和5年度事業報告並びに決算について

質疑 なし 承認

議案第2号 令和6年度事業計画（案）並びに予算（案）
について

承認

4 その他

(質問) 県外への大会研修派遣については、今後どのような予定で
いるのか。

(回答) より多くの人に学んでいただく機会をつくるため、啓発事
業を充実させていく方向で考えている。

5 閉 会

(講師を招き、研修を受けるしくみ)

(質問) 推進者の育成については、どのように考えているのか。

(回答) 推進者の育成については、役員会で協議していく。

<会員研修会>

テーマ 「性の多様性について理解を深めよう」

○とっとり安心ファミリーシップ制度と連携した

行政サービスについて

説明：人権・同和教育課長 三好 和宏

○「バースデイ」(DVD視聴)

令和5年度事業報告

区分	事業名	実施月日	摘要	
会 議	総会	6/1	令和4年度事業報告並びに決算について 令和5年度事業計画並びに予算について 琴浦町人権・同和教育推進協議会細則の一部改正について	
	役員会	5/26	総会について 議案について	
		3/4	令和6年度事業及び予算(案)について 令和5年度の活動状況について	
	企画・広報会議 教材検討会議	2/28	令和6年度事業について 人権・同和教育部落懇談会(小地域懇談会) について	
	同和対策推進 委員会	未実施	部落解放月間街頭啓発	
琴浦町部落解放週間街頭啓発				
分野 別 事業	学校・園部会	理事会	4/20	総会に向けて
		部会総会	6/12	年間活動計画 活動方針と研究テーマについて
		保育研究会	7/14	公開保育：赤碕こども園
		授業研究会	9/27	公開授業：東伯中学校
			12/6	公開授業：船上小学校
		主任研修会	10/23	講演会 演題「被害者も加害者も傍観者も生まないために」～子どもへの性暴力の被害、その対応～ 講師 クローバーとっとり <small>しげはら</small> 繁原 <small>みほ</small> 美保 氏 ・情報交換
		主任会	3月 (書面開催)	年間の行事の反省 各園・学校の取り組み
理事会	3/11	令和5年度の事業報告 令和5年度の決算報告 令和6年度の事業計画(案)について等		

区分	事業名	実施月日	摘要
分野別事業	新規採用職員 人権・同和教育 現地研修 新任係長職員 人権・同和教育 現地研修	8/8	<ul style="list-style-type: none"> ・琴浦町内の差別事象について ・フィールドワーク ・同和対策審議会答申について ・グループでの意見交換 ・振り返りシートの記入 参加者 3 名 (新規採用職員:2 名、新任係長:1 名) ※町立学校新任・転任教職員の研修 (37 名) と合同で実施。
	職場内人権・ 同和教育全体 研修	①10/4 午前 ②10/6 午前 ③10/6 午後 ④10/12 午前 ⑤10/12 午後 ⑥11/6 午後 ⑦11/8 午後 ⑧11/20 午後 (全 8 回)	全職員(会計年度任用職員含む)を 対象に令和 5 年度に改定した差別事象 等対応マニュアルの説明と事象報告を 行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・琴浦町内の差別事象について ・差別事象等対応マニュアルの説明 ・問題提起・グループで話し合い ・振り返りシートの記入、回収 参加者 298 人
	研修参加推進	8/18 11/14～15 2/1～2	<ul style="list-style-type: none"> ・第 48 回人権尊重社会を実現する鳥取 県研究集会 参加者 24 名 ・部落解放研究第 56 回全国集会 ・第 38 回人権啓発研究集会 各大会 1 名派遣
	農業委員・農地 利用最適化推 進委員研修会	2/9	演題：「部落差別(同和问题)解消の取 り組み～同和対策審議会答申 から学ぶ～」 講師：琴浦町人権・同和教育課長 ^{みよし} ^{かずひろ} 三好 和宏 氏 参加者：委員 25 名、事務局 3 名
	行政部会研修 会	2/22	演題：「自覚なき差別」 ～無自覚な差別はいかに作られ ているのか～ 講師：大東文化大学教授 ^{いちもり} ^{まこと} 一盛 真 氏 参加者 46 名 (町議会議員：14 名、町職員：32 名)
	所属所内人 権・同和教育研 修	年間	所属ごとに年間を通して研修を実施した。

区分	事業名	実施月日	摘要	
分野別事業	各種研修会 (文化センター 行事など)	随時	職員各自が年間を通して各種研修会等に参加し、自己研鑽に努めた。	
	研修会	7/3	演題：「ハラスメントとコミュニケーション」 講師：鳥取県人権文化センター次長兼 上席専任研究員 尾崎 真理子 氏	
	企業訪問	11/8	就職差別撤廃に向けた企業訪問 ・鳥取森紙業（株） ・JA 鳥取中央東伯支所	
	役員会	3/7	令和5年度事業報告・収支決算書について	
	各種啓発	随時	男女共同参画関連各種制度・奨励金等の案内 イクメン・ケアメン養成セミナー支援事業の案内 各種研修・制度の周知	
	社会教育部会	会員研修	3/3	部落問題について理解を深める 人権啓発映画「破戒」の参加呼びかけ
			3/17	赤碕コミュニティーセンター 多目的ホール まなびタウンとうはく 多目的ホール
	福祉部会	役員会	10/25	研修会打合せ
		会員研修会	11/27	体験：アイマスク・車椅子 協力：社会福祉協議会 演題：「精神障がい者の理解とピアサポート」 講師：青木 美紀さん (すおうメンタルクリニック 精神保健福祉士) 足羽 愛理奈さん (ピアサポート)
		部会総会	2/27	来年度事業について 役員改選等

区分	事業名	実施月日	摘要
全 体 事 業	会員研修会	6/1 (総会后)	演題：「町内で発生した部落差別事象 について」 講師：西村 敦郎さん (赤碕文化センター 館長)
	人権フェスティバル (差別をなくする 町民のつどい)	7/23	講演：「生き延びる手段としてのひきこもり ～8050 問題からこれからのまちづくり を考える～」 講師：ぼそつと 池井多さん (チーム VOSOT 主宰) 参加者：158 名
	広報紙 「つながりあう ことうら」発行 (全戸配布及 び町内企業・事 業所等へ配)	第 46 号 11/1 発行	(主な内容) 第 73 回 社会を明るくする運動 人権フェスティバルアンケート結果報告 各研究集会、現地研修報告
		第 47 号 3/1 発行	(主な内容) 人権・同和部落懇談会アンケート結果報告 町内事業所職場内人権啓発研修・部会研修報告
	人権・同和教育 部落懇談会 (小地域懇談会)	11 月	東伯中学校区各地区人権・同和 教育推進研 究協議会、まちづくり協議会と連携 <テーマ> 障がいがある人の人権、外国人の人権、部落 問題 「誰かのことじゃない」 <事前説明会> 古布庄地区 10/16 八橋地区 10/17 下郷地区 10/18 上郷地区 10/19 成美・以西地区 10/23 赤碕・安田地区 10/24 <参加者数> 2,016 人 (1,064 世帯)
	大会派遣	6/20～21	第 48 回部落解放・人権西日本夏期 講座 (愛媛県松山市) 5 名派遣
		8/18	第 48 回人権尊重社会を実現する鳥取 県研究集会 (米子コンベンションセンター他) 参加者数 30 人
		11/11～12	第 10 回生活困窮者自立支援全国研究 交流大会 (北海道札幌市) 1 名派遣
		11/25～26	第 74 回全国人権・同和教育研究大会 (明石市、神戸市、大阪市) 4 名派遣
		2/1～2	第 38 回人権啓発研究集会 (京都市) 2 名派遣

区分	事業名	実施月日	摘要
全体事業	人権啓発事業	3/3 3/17	<p>人権啓発映画「破戒」上映会 (役場分庁舎多目的ホール) 参加者数 50人</p> <p>(まなびタウン多目的ホール) 参加者数 78人</p>

令和5年度 収入・支出決算書

＜収入の部＞

(単位：円)

区分	予算額	収入済額	比較増減	摘要
町委託金	1,807,000	1,807,000	0	
雑収入	0	5	5	預金利息
合計	1,807,000	1,807,005	5	

＜支出の部＞

(単位：円)

	事業名	予算額	流用額	予算現額	支出済額	不用額	
会議	総会	2,000	0	2,000	1,362	638	事務用品費
	役員会	1,000	0	1,000	1,000	0	事務用品費
	同和対策推進委員会	1,000	0	1,000	0	1,000	事務用品費
	企画・広報会議	1,000	0	1,000	1,000	0	事務用品費
	教材検討会議	1,000	0	1,000	1,000	0	事務用品費
	計	6,000	0	6,000	4,362	1,638	
分野別事業	学校・園部会	40,000	0	40,000	29,547	10,453	部会活動費
	行政部会	20,000	27,592	47,592	47,592	0	部会活動費
	企業部会	30,000	0	30,000	17,961	12,039	部会活動費
	社会教育部会	20,000	0	20,000	4,505	15,495	部会活動費
	福祉部会	20,000	0	20,000	20,000	0	部会活動費
	計	130,000	27,592	157,592	119,605	37,987	
全体事業	啓発活動	200,000	0	200,000	151,440	48,560	附金、消耗品費等
	人権フェスティバル	40,000	0	40,000	25,882	14,118	運営・準備用品費等
	広報紙発行	240,000	28,620	268,620	268,620	0	印刷費等(2回発行)
	会員研修会	10,000	0	10,000	7,000	3,000	
	部落懇談会	100,000	0	100,000	78,724	21,276	教材用紙費、消耗品費等
	計	590,000	28,620	618,620	531,666	86,954	
大会派遣	全国人権・同和教育研究大会	1,008,000	△56,212	951,788	795,828	155,960	旅費等
	部落解放研究全国集会						
	部落解放・人権西日本夏期講座						
	人権啓発研究集会						
	計	1,008,000	△56,212	951,788	795,828	155,960	
事務局	事務費	10,000	0	10,000	7,660	2,340	消耗品・郵便代等
	県人権教育推進協議会会費	59,300	0	59,300	59,200	100	会費
	予備費	3,700	0	3,700	0	3,700	
	計	73,000	0	73,000	66,860	6,140	
合計		1,807,000	0	1,807,000	1,518,321	288,679	

※ 収入済額 1,807,005円 - 支出済額 1,518,321 = 288,684円 (町へ返納)

監 査 報 告 書

令和5年度会計の決算審査を実施したところ、関係帳簿並びに証憑書類は適正に処理されており、別紙決算書は正確であることを認めます。

令和6年4月30日

監 事 村上 隆 

監 事 門田 顕 

令和6年度事業計画（案）

1 基本方針

私たちは、誰もがかけがえのない存在であり、一人ひとりが多様な個性と豊かな可能性を有しています。人権は、すべての人が生まれながらに持っている、人が人として尊重され、自由で幸福に生活していくために、欠かすことができない大切な権利です。

昭和23(1948年)に国際連合が採択した世界人権宣言は、全世界に共通する基本的人権尊重の原則を定めており、世界人権宣言をもとに多くの人権条約が制定されました。世界人権宣言より1年早い、昭和22(1947年)に施行された日本国憲法は、第14条に「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と定め、すべての人々の基本的人権を侵すことのできない永久の権利として保障しています。また、平成27(2015年)に国連サミットで採択されたSDGs（持続可能な開発目標）では「誰一人取り残さない」ことが宣言されており、その基礎にはすべての人々の人権尊重があります。時代の流れとともに人権の概念は変化・拡大し続け、今後さらに発展していくものと考えられます。

このように、私たちにとって人権はとても大切なものであるのに対し、現実にはあらゆる人権問題や人権課題（①男女共同参画に関する人権 ②子どもの人権 ③高齢者の人権 ④障がいのある人の人権 ⑤部落問題 ⑥アイヌ民族の人権 ⑦外国にルーツがある人の人権 ⑧病気にかかわる人の人権 ⑨刑を終えて出所した人の人権 ⑩犯罪被害者等の人権 ⑪インターネットにおける人権 ⑫北朝鮮当局による拉致問題等 ⑬生活困窮者の人権 ⑭性的マイノリティの人権 ⑮災害等に起因する人権 ⑯個人情報保護 ⑰その他の人権課題、新たな人権問題）が存在しています。世界に目を向ければ、ウクライナ侵攻、パレスチナ問題をはじめ、世界中の様々な地域で今なお戦争や紛争が続き、人として最も基本的な人権の1つである「生きる権利」でさえも脅かされている現実があります。

すべての人々の人権が尊重される地域社会をつくっていくためには、私たち一人ひとりが人権とは何かを理解し、人権を自分自身に関わる身近な存在として捉え、気づき、考え、行動することが大切です。人権が尊重される社会の実現は、一人ひとりの意識と具体的な行動にかかっています。人権・同和教育及び啓発を積極的に推進し、あらゆる人権問題・課題の正しい理解と認識を広げ、町民及び関係者一人ひとりの参加による、人権が尊重され誰もが安全に安心して暮らせる住みよい琴浦町の実現に向け取り組みます。

2 重点施策

- (1) 人権を自分自身に関わる身近な存在として捉え、人権・同和教育の積極的な推進を図ります。
- (2) 一人ひとりの暮らしにいかす人権・同和教育の推進に努め、地域ぐるみで人権意識の高揚を図り、「人権文化」の創造と実践化をめざします。
- (3) 保育園・こども園・小学校・中学校・高等特別支援学校との連携を深め、一貫した人権・同和教育の推進に努めます。また、就学前教育、学校教育と社会教育、家庭教育の一層の連携を図ります。
- (4) 地域、団体及び組織等の「連帯と交流」を促進し、学習の機会を整備します。
- (5) 子どもを権利の主体として尊重し、安心・安全に成長できる地域づくりの推進を図ります。
- (6) 戦争の悲惨さ、平和の大切さや尊さを学び、人権尊重と恒久平和への啓発を推進します。
- (7) 様々な障がいの特性を理解し、障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いを尊重して、誰もが安心して生活できる共生社会の実現に努めます。
- (8) 部落問題解決への主体的な取り組みを推進し、部落差別のない社会の実現に努めます。
- (9) 琴浦町で暮らす外国人が、安心して生活できる共生社会の実現に努めます。
- (10) 多様な性について理解を深めるための教育及び啓発を推進し、性的マイノリティの人やその家族が、安心して自分らしく生きられる共生社会の実現に努めます。
- (11) 形を変えて現存する差別の実態をふまえ、これらを解消するために必要な教育及び啓発に努めます。

＜各部署の取り組み＞

【学校・園部会】

- (1) 保育園・こども園・小中学校・高等特別支援学校がよりよい連携を図りながら保育・授業研究会等を行い、接続を大切にしつつ、保育内容・指導内容の見直しをすることによって指導の一貫性を図る。
- (2) 一人ひとりを見つめ、基本的生活習慣の定着、自尊感情の育成、仲間づくりなどの乳幼児、児童生徒の発達課題の解決や、育てたい資質・能力の育成に努める。
- (3) 会員相互の研修を深め、資質の向上に努める。

＜研究テーマ＞

「基本的生活習慣の定着、自尊感情の育成、仲間づくり」

【行政部会】

琴浦町人権尊重の社会づくり条例に基づき、行政職員・議会議員・行政委員会の委員としての責務を自覚し、様々な人権問題について、正しい理解と認識を深め、問題解決に主体的に取り組む意欲と実践力を身につけるとともに、事業や施策に直接対応できる職員をめざす。正規職員・会計年度任用職員にかかわらず、全ての職員が人権尊重のまちづくりに向け、自らの人権感覚を高め、地域での人権・同和教育の推進に努める。

- (1) 琴浦町人権尊重の社会づくり条例の理念浸透に努める。
- (2) 人権・同和教育に対する行政職員・議会議員・行政委員会の委員としての資質の向上を図り、人権・同和教育の視点に立った行政サービスに努める。
- (3) 地域住民に対して、指導的立場にある行政職員・議会議員・行政委員会の委員としての責務を自覚し、地域での人権・同和教育の推進に努める。
- (4) 万一、差別発言・差別落書きなどの差別事象が発生した場合は、迅速で適切な対応を行うなど、あらゆる差別に対して正しい対応が図られるよう、一層自らの研修を深めるとともに、差別事象の再発を防止するための教育・啓発に努める。
- (5) 人権・同和教育部落懇談会（小地域懇談会）や各種研修会へ積極的に参加し、本町人権・同和教育の推進に努める。

【企業部会】

様々な人権問題に対する理解と認識を深め、就職差別の撤廃を推進するとともに、役員及び従業員の人権感覚を高め、人権尊重の明るい職場づくりを目指す。

さらに、自らの社会的責任を自覚し、事業者の立場から人権・同和教育の推進に積極的に努める。

- (1) 研修会を開催し、人権・同和教育に取り組む企業の拡大に努める。
- (2) 地域住民の雇用の促進及び就労の安定を図るとともに、誰もが働きやすい環境の推進に努める。
- (3) 町内人権・同和教育研修会、各種研修会へ積極的な参加を促進する。

【社会教育部会】

社会教育や社会福祉等の推進のため町内で活動する各種団体が連携し、地域ぐるみであらゆる差別を無くすることを共通の目的とする。また、人権意識の高揚と普及を図り、共生社会をめざして各種団体が積極的な活動に努める。

- (1) 地域における各種団体が連携しながら、地域ぐるみで、身の回りの差別に気づき、主体的に人権・同和教育に取り組み、地域での指導・助言等の人権・同和教育の推進に努める。
- (2) 保育園・こども園や学校と連携して、保護者会・PTAでの人権・同和教育の推進に努める。
- (3) 公民館のすべての学習活動に人権・同和教育を位置づけるとともに、各種団体の自主的な研修活動を促進する。
- (4) 人権・同和教育部落懇談会（小地域懇談会）へ積極的に参加・協力し、人権・同和教育の推進に努める。
- (5) 各種研修会へ積極的に参加し、自らの人権感覚を高め、地域における積極的な人権・同和教育の推進に努める。また、地域住民の各種研修会への参加を促進する。

【福祉部会】

様々な人権問題について理解と認識を深め、地域共生社会の実現に向け、あらゆる差別を撤廃し地域住民一人ひとりの幸福の実現をめざす。また、関係機関の連携を密にし、地域全体の福祉の実現に努める。

- (1) 地域の福祉を実現する団体であることに誇りを持ち、主体的に人権・同和教育の推進に努める。
- (2) 各団体の積極的な交流を図り、情報共有を促進する。
- (3) 人権・同和教育部落懇談会（小地域懇談会）へ積極的に参加し、本町人権・同和教育の推進に努める。

3 事業計画

区分	事業名	時期	場所	備考	
会 議	総会	5/30	まなびタウン		
	役員会	随時	まなびタウン等		
	企画・広報会議	年間	〃		
	同和対策推進委員会	年間	〃	啓発活動について	
	教材検討会議	年間	〃		
分野 別 事業	学校 ・ 園 部 会	理事会（新旧役員会）	4/22	浦安小学校	
		部会総会	6/10	船上小学校	活動方針 年間事業計画 各中学校区の年間テーマの 話し合い
		こがねこども園 公開保育	7/4	こがねこども園	
		主任研修会	8月	船上小学校	講師招聘、情報交換
		聖郷小学校 公開授業	11月 又は 12月	聖郷小学校	
		主任会	2月	船上小学校	1年間の取り組みの反省
		理事会・監査会	3月	船上小学校	

区分		事業名	時期	場所	備考
分野別事業	行政部	職場内人権・同和教育研修	年間	所属毎に実施	<p>対象：全職員（会計年度任用職員含む）</p> <p>目的：行政職員として人権を基軸にした行政サービスを実施することや人権や人権問題について正しい知識を習得し、人権問題の解決に積極的取り組み意識を高める。</p> <p>テーマ：各所属で考えられる人権問題は何があるのか話し合う。</p> <p>ゴール：・何が問題なのか各所属で共通認識すること。</p> <p>・自分たちで自分の頭で考えること（回答を出すことを目的としない）。</p>
	会	職場内人権・同和教育現地研修	8/6	赤碕文化センター	<p>対象：新規採用職員 新任係長職員 参加希望者</p> <p>目的：部落問題の現状を知り、理解を深める。</p> <p>内容：文化センターでの現地研修</p>
		人権・同和教育部落懇談会（小地域懇談会）への出席	秋～冬頃	各部落	<p>対象：全職員（会計年度任用職員含む）</p> <p>自分の住んでいる部落と推進する部落の部落懇談会（小地域懇談会）に出席</p> <p>目的：自らの人権感覚の向上と地域での人権・同和教育の推進を行う。</p>

区分		事業名	時期	場所	備考
分野別事業	行政部会	行政部会研修	10/24	本庁舎	対象：町議会議員、 町職員（参加希望者） 目的：行政職員、議会議員として、人権尊重の社会づくりに主体的に取り組むことができるよう様々な人権課題に対して正しい認識を深める。 テーマ：ハラスメントについて
		農業委員・農地利用最適化推進委員研修会	2月頃	分庁舎	対象： 農業委員・農地利用最適化推進委員 目的：地域における人権・同和教育の推進 内容：未定
		研修参加への呼びかけ等	年間	所属毎	・所属長から前年度より研修への参加を増やすよう促すなど働きかけを行う。 ・必要に応じて琴浦町人権尊重の社会づくり条例についての学習を実施する。
		各種研修会等への参加（県内外研修）	随時		・県外研修出席の職員に対して報告（復命）を実施。 ・ことうら人権まなびの集いへの参加。 ・部落解放文化祭への参加協力。 ・文化センター事業（人権まなびの講座等）への参加（年に1回は参加、出席することを目標とする。）

区分	事業名	時期	場所	備考	
分野別事業	企業部会	研修会	6～8月	本庁舎	
		事業者における人権啓発の推進に向けた事業所訪問	9～11月	町内事業所	
		役員会	3月	本庁舎	
		各種研修会への参加 各種啓発	随時		
	社会教育部会	役員会	5月中旬	書面決議	年間行事計画協議
		人権・同和教育部落懇談会 (小地域懇談会) 教材検討委員会での教材検討	6～7月頃	まなびタウン	
		会員研修会	年間	町内各地	各機関が開催する人権・同和教育に関する研修講演会への参加
			2月	まなびタウン	社会教育部会主催研修会
		各種大会・講演会への積極的な参加	年間	各会場 まなびタウン	各種大会・講演会への積極的な参加 ことうら人権まなびの集い(12/1)等
		人権・同和教育部落懇談会(小地域懇談会)への積極的な参加、協力	10月～12月	各会場	
	福祉部会	部会総会	秋頃	まなびタウン	
		会員研修	秋頃	まなびタウン	テーマ「生活困窮者の人権」
		各種研修会、人権・同和教育部落懇談会(小地域懇談会)への参加	年間	各会場	

区分	事業名	時期	場所	備考
全 体 事 業	ことうら人権まなびの 集い	12/1	分庁舎 多目的ホール	演題:「旅という火と旅から の風」 講師:西野 ^{にしりのりよお} 旅峰さん 実践発表: 小学生解放「学習会」 展示:町内小中学生の人権標 語他
	人権啓発事業①	7/7	まなびタウン 多目的ホール	内 容:拉致問題人権学習会 説 明:県職員 DVD「拉致私たちは何故、 気付かなかったのか!」視聴 対 談:松本 ^{まつもと} 孟 ^{はじめ} さん (拉致被害者家族会)
	人権啓発事業②	秋頃	分庁舎 多目的ホール 東伯・赤碓中学校	テーマ「性的マイノリテ ィの人権」 講師:前田 ^{まえた} 良 ^{りょう} さん (Like myself 代表)
	人権啓発事業③	3月	分庁舎 多目的ホール	テーマ「部落問題」 講師:調整中
	広報紙発行	年2回	10月 3月	全戸配布及び町内企業 事業所への配布
	啓発活動	7/10 ～ 8/9	町内	琴浦町部落解放月間の 活動
		12/4 ～ 12/10	町内	琴浦町部落解放週間の 活動
	人権・同和教育部落懇 談会(小地域懇談会)	10月 ～ 12月	各部落で開催	テーマ「災害と人権」
各種研修参加	年間			

令和6年度 収入・支出予算書(案)

<収入の部>

(単位:円)

区分	昨年度予算額	本年度予算額	比較増減	摘要
町委託金	1,807,000	1,161,000	△ 646,000	
雑収入	0	0	0	
合計	1,807,000	1,161,000	△ 646,000	

<支出の部>

(単位:円)

	事業名	昨年度予算額	本年度予算額	比較増減	摘要
会議	総会	2,000	2,000	0	会議用紙代等
	役員会	1,000	1,000	0	会議用紙代等
	同和対策推進委員会	1,000	10,000	9,000	会議用紙代、啓発物品
	企画・広報会議	1,000	1,000	0	会議用紙代等
	教材検討会議	1,000	1,000	0	会議用紙代等
	計	6,000	15,000	9,000	
分野別事業	学校・園部会	40,000	40,000	0	部会活動費
	行政部会	20,000	40,000	20,000	部会活動費
	企業部会	30,000	30,000	0	部会活動費
	社会教育部会	20,000	20,000	0	部会活動費
	福祉部会	20,000	20,000	0	部会活動費
	計	130,000	150,000	20,000	
全体事業	啓発活動	200,000	430,000	230,000	謝金、消耗品費等
	人権まなびの集い	40,000	40,000	0	運営・準備用品費等
	広報紙発行	240,000	300,000	60,000	印刷費等(2回発行)
	会員研修会	10,000	1,000	△ 9,000	資料用紙代
	部落懇談会	100,000	100,000	0	教材用紙費 消耗品費等
	計	590,000	871,000	281,000	
大会研修費	人権尊重社会を実現する鳥取県研究集会	1,008,000	53,000	△ 955,000	参加資料代
	計	1,008,000	53,000	△ 955,000	
事務局	事務費	10,000	10,000	0	消耗品・郵便代等
	県人権教育推進協議会会費	59,300	59,200	△ 100	会費
	計	69,300	69,200	△ 100	
予備費	予備費	3,700	2,800	△ 900	
	計	3,700	2,800	△ 900	
合計		1,807,000	1,161,000	△ 646,000	

琴浦町人権・同和教育推進協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、琴浦町人権・同和教育推進協議会（以下「本会」とする。）と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、琴浦町教育委員会事務局人権・同和教育課内に置く。

(目的)

第3条 人権とは、誰もが生まれながらに持っている権利であり、生命や自由、平等を保障し、私たち一人一人が幸せに生きていくために、互いに尊重しなくてはならない大切なものである。

本会は、人権・同和教育及び啓発を積極的に推進し、部落問題をはじめとするあらゆる人権問題・課題の正しい理解と認識を広げ、町民及び関係者一人一人の参加による、人権が尊重され誰もが安全に安心して暮らせる住みよい琴浦町の実現を目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 人権・同和教育の推進
- (2) 部落差別をはじめあらゆる差別をなくするための啓発活動
- (3) 啓発及び推進方法の研究並びに実践
- (4) 資料の収集、作成及び提供
- (5) 町民等への広報活動
- (6) 関係団体との連携
- (7) その他目的達成に必要な事業

第2章 組織・機構

(組織)

第5条 本会は、第3条の目的に賛同する町内の各機関・団体及び事業所等の代表、この会の趣旨に賛同する者をもって構成する。

(機関)

第6条 本会に次の機関を置く。

- (1) 部会（学校・園部会、行政部会、企業部会、社会教育部会、福祉部会）
- (2) 同和対策推進委員会
- (3) 企画・広報会議
- (4) 教材検討会議

(役員及び任期)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 監事 2名
 - (4) 事務局長 1名
 - (5) 部会長 5名
 - (6) 副部会長 8名（学校・園部会 2名、行政部会 3名、企業部会 1名、社会教育部会 1名、福祉部会 1名）
 - (7) 同和対策推進委員長 1名
 - (8) 企画・広報会議長 1名
 - (9) 教材検討会議長 1名
- 2 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。補欠若しくは団体代表の交代により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。また、会長、監事及び事務局長以外の役員は兼務することができる。

(役員を選出)

第8条 役員は、総会において選出する。ただし、部会長、副部会長は部会において、また、同和対策推進委員長、企画・広報会議長、教材検討会議長は会長が委嘱した委員の中から選出する。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を総轄する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、これを代理する。
- (3) 事務局長は、会長の命を受け運営及び事務を総轄する。
- (4) 部会長は、各部会の企画運営にあたる。
- (5) 副部会長は、部会長を補佐し、部会長事故あるときは、これを代理する。
- (6) 同和対策推進委員長は、委員会の企画運営にあたる。
- (7) 企画・広報会議長、教材検討会議長は、各会議の企画運営にあたる。
- (8) 監事は、協議会の会計を監査する。

第3章 会議

(会議)

第10条 本会の会議は、総会、役員会、部会、同和対策推進委員会、企画・広報会議、教材検討会議とする。

- 2 総会は、年1回とする。ただし、会長が必要と認めた場合は随時開くことができる。
- 3 総会は、会長が招集し、その議長となる。
- 4 総会の議決は、出席者の過半数をもって決定し、可否同数の時は議長の決するところによる。
- 5 総会に付議する事項は、次のとおりとする。
 - (1) 予算・決算及び事業計画に関する事項
 - (2) 役員を選出に関する事項
 - (3) 規約の改廃に関する事項
 - (4) その他必要な事項
- 6 総会は、会員の過半数の出席をもって成立する。ただし、代理者に対する委任状も出席とみなす。
- 7 役員会は、会長が必要と認めるとき随時招集する。
- 8 部会は、部会長が招集し、部会に関する事項を審議決定する。
- 9 同和対策推進委員会は、同和対策推進委員長が招集し、県部落解放月間及び町部落解放週間中の啓発活動を行う。
- 10 企画・広報会議は、企画・広報会議長が招集し、会務の企画立案並びに運営及び広報編集の任にあたる。
- 11 教材検討会議は、教材検討会議長が招集し、教材の作成にあたる。

第4章 会計

(会計)

第11条 本会の会費は、町の委託金、その他をもってあてる。

- 2 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第5章 その他

(細則)

第12条 会長は、必要に応じて別に細則を設けることができる。

附則

この規約は、令和元年4月1日から施行する。

琴浦町人権・同和教育推進協議会細則

第1条 この細則は、琴浦町人権・同和教育推進協議会（以下「本会」という。）規約第12条に基づき定める。

第2条 本会規約第5条の構成は、概ね次のとおりとする。

- (1) 保育園・こども園…各保育園・こども園職員
- (2) 小・中学校…各小学校・中学校教職員
- (3) 特別支援学校…県立琴の浦高等特別支援学校教職員
- (4) 行政関係…町議会議員、農業委員、農地利用最適化推進委員、役場職員、議会事務局職員、農業委員会事務局職員、教育委員会事務局職員
- (5) 企業関係…商工会代表、労務改善協議会代表、建設協議会代表、大山乳業農業協同組合代表、鳥取中央農業協同組合（東伯支所・赤碕支所）代表、赤碕町漁業協同組合代表、町内事業所代表
- (6) 社会教育関係…教育委員、各地区公民館長、各地区振興協議会代表、各地区区長会長、社会教育委員会代表、人権教育推進員、保育園保護者会連合会代表、PTA連合協議会代表、女性団体連絡協議会代表、男女共同参画推進会議代表、青年団代表、青少年健全育成協議会代表、各地区人権・同和教育推進研究協議会会長、部落解放同盟琴浦町協議会代表、出上自治会代表、下伊勢西自治会代表
- (7) 福祉関係…社会福祉協議会代表、高齢者クラブ連合会代表、文化センター館長、人権擁護委員代表、身体障害者福祉協会代表、手をつなぐ育成会代表、精神障がい者ことうら家族会代表、民生児童委員協議会代表、更生保護女性会代表、東伯保護区保護司会代表
- (8) この会の趣旨に賛同する者

第3条 本会規約第6条第1号の部会は、次のとおりとする。

1 各部会は、本会規約第3条に掲げる目的を達成するため、毎年ねらい及び事業計画を定め、活動を行う。

2 部会の構成は、概ね次のとおりとする。

- (1) 学校・園部会…各保育園・こども園職員、各小・中学校教職員、県立琴の浦高等特別支援学校教職員
- (2) 行政部会…町議会議員、農業委員、農地利用最適化推進委員、役場職員、議会事務局職員、農業委員会事務局職員、教育委員会事務局職員
- (3) 企業部会…商工会代表、労務改善協議会代表、建設協議会代表、大山乳業農業協同組合代表、鳥取中央農業協同組合（東伯支所・赤碕支所）代表、赤碕町漁業協同組合代表、町内事業所代表
- (4) 社会教育部会…教育委員、各地区公民館長、各地区振興協議会代表、各地区区長会長、社会教育委員会代表、人権教育推進員、保育園保護者会連合会代表、PTA連合協議会代表、女性団体連絡協議会代表、男女共同参画推進会議代表、青年団代表、青少年健全育成協議会代表、各地区人権・同和教育推進研究協議会会長、部落解放同盟琴浦町協議会代表、出上自治会代表、下伊勢西自治会代表、この会の趣旨に賛同する者
- (5) 福祉部会…社会福祉協議会代表、高齢者クラブ連合会代表、各文化センター館長、人権擁護委員代表、身体障害者福祉協会代表、手をつなぐ育成会代表、精神障がい者ことうら家族会代表、民生児童委員協議会代表、更生保護女性会代表、東伯保護区保護司会代表

第4条 本会規約第6条第2号の同和対策推進委員会を構成する委員は、各保育園・こども園長、各小・中学校長、町議会各常任委員長（総務産業常任委員長、教育民生常任委員長）、役場管理職員、商工会代表、各地区公民館長、人権教育推進員、女性団体連絡協議会代表、部落解放同盟琴浦町協議会代表、各文化センター館長とする。

第5条 本会規約第6条第3号の企画・広報会議を構成する委員は、各部会事務局、学校・園部会副部会長、各文化センター館長、公民館主事代表、教育総務課指導主事、社会教育部会長、人権教育推進員、人権・同和教育課職員とする。

第6条 本会規約第6条第4号の教材検討会議を構成する委員は、企画・広報会議委員、赤碕中学校区各公民館長、各地区人権・同和教育推進研究協議会長とする。

第7条 総会の構成は、概ね次のとおりとする。

- (1) 保育園・こども園…各保育園長・こども園長
- (2) 小・中学校…各小・中学校長、各小・中学校人権教育主任
- (3) 特別支援学校…県立琴の浦高等特別支援学校長、人権教育主任
- (4) 行政関係…町議会議員代表、農業委員・農地利用最適化推進委員代表、役場管理職員
- (5) 企業関係…商工会代表、労務改善協議会代表、建設協議会代表、大山乳業農業協同組合代表、鳥取中央農業協同組合（東伯支所・赤碕支所）代表、赤碕町漁業協同組合代表
- (6) 社会教育関係…教育委員代表、各地区公民館長、各地区振興協議会代表、各地区区長会長、社会教育委員会代表、人権教育推進員、保育園保護者会連合会代表、PTA連合協議会代表、女性団体連絡協議会代表、男女共同参画推進会議代表、青年団代表、青少年健全育成協議会代表、各地区人権・同和教育推進研究協議会会長、部落解放同盟琴浦町協議会代表、出上自治会代表、下伊勢西自治会代表
- (7) 福祉関係…社会福祉協議会代表、高齢者クラブ連合会代表、文化センター館長、人権擁護委員代表、身体障害者福祉協会代表、手をつなぐ育成会代表、精神障がい者ことうら家族会代表、民生児童委員協議会代表、更生保護女性会代表、東伯保護区保護司会代表
- (8) この会の趣旨に賛同する者

第8条 本会会員に対する旅費等については、琴浦町職員等の旅費に関する条例（平成16年条例第53号）の規定を準用する。

第9条 予算の執行上必要があると認めた場合には、会長の承認を得て予算を流用することができる。

附 則

この細則は、令和4年5月27日から施行する。

令和6年度琴浦町人権・同和教育推進協議会役員名簿

役職	氏名	所属等
会長	福本 まり子	琴浦町 町長
副会長	前田 英敏	部落解放同盟琴浦町議会 議長
副会長	安谷 潔美	手をつなぐ育成会
監事	門田 顕	鳥取中央農業協同組合（東伯支所・赤碕支所）
監事	村上 隆	人権擁護委員
事務局長	河原 裕司	琴浦町教育委員会 教育長
同和对策推進委員長	三好 和宏	人権・同和教育課 課長
企画・広報会議長		
教材検討会議長		
学校・園部会長	東 信太朗	船上小学校 校長
学校・園副部会長	田中 由佳理	聖郷小学校 校長
学校・園副部会長	山本 あづさ	やばせこども園 園長
行政部会長	山田 明	総務課 課長
行政副部会長	太田 道彦	議会事務局 事務局長
行政副部会長	毎田 陽子	農業委員会事務局 事務局長
行政副部会長	山根 利恵	教育委員会社会教育課 課長
企業部会長	馬野 慎一郎	琴浦町商工会 会長
企業副部会長	中西 剛	赤碕町漁業協同組合 総務課長
社会教育部会長	藤原 道弘	下郷地区人権・同和教育推進研究協議会
社会教育副部会長	岩本 昭一	上郷地区公民館長
福祉部会長	松本 雅文	民生児童委員協議会 代表
福祉副部会長	松田 秋子	精神障がい者ことうら家族会 代表
事務局	田栗 恵子	人権・同和教育課 主査

※役員任期 令和5年4月1日～令和7年3月31日

※団体代表の交代により就任した役員の場合は、前任者の残任期間とする。

琴浦町人権・同和教育推進協議会総会構成員名簿

令和6年5月17日現在（順不同）

部会	職名	氏名
学校・園部会	保育園長・こども園長(7)	河本晴美（しらとりこども園） 山本あづさ（やばせこども園） 福本博美（こがねこども園） 櫻木朋子（ことうらこども園） 大場紀恵（ふなのえこども園） 徳田憲生（赤碕こども園） 高塚明子（みどり保育園）
	小・中学校長(7)	眞山隆博（東伯中） 山本稔（赤碕中） 齋尾二美世（浦安小） 田中由佳理（聖郷小） 園博行（八橋小） 新井紀子（赤碕小） 東信太朗（船上小）
	特別支援学校長(1)	牧田礼次郎（琴の浦）
	人権教育主任(8)	更田暢宏（東伯中） 原田里輝（赤碕中） 山下通考（浦安小） 田中美月（聖郷小） 岡本香織（八橋小） 横山寛之（赤碕小） 山田裕二（船上小） 仲尾葵（琴の浦）
	町長部局(14)	福本まり子（町長） 田邊正博（副町長） 山田明（総務課長） 渡邊文世（出納室長） 財賀和枝（企画政策課長） 中井裕子（税務課長） 米村学（すこやか健康課） 山根伸一（子育て応援課長） 大田晃弘（福祉あんしん課長） 小椋和幸（町民生活課） 長尾敏正（商工観光課長） 黒田武（建設住宅課長） 宮本徹（農林水産課長） 林原祐二（上下水道課長） 佐藤陽一（総務課 防災危機管理室）
行政部会	議会事務局長(1)	太田道彦
	農業委員会事務局長(1)	毎田陽子
	教育委員会部局(4)	河原裕司（教育長） 桑本真由美（教育総務課長） 山根利恵（社会教育課長） 三好和宏（人権・同和教育課長）
	町議会議員代表(1)	大平高志（議長）
	農業委員・農地利用最適化推進委員代表(1)	福田昌治（会長）
企業部会	商工会代表(1)	馬野慎一郎（会長）
	建設協議会代表(1)	馬野慎一郎（会長）
	大山乳業農業協同組合代表(1)	高見裕喜（総務部次長）
	J A鳥取中央代表東伯支所代表(1)	門田顕（東伯支所長）
	赤碕町漁業協同組合代表(1)	中西剛（総務課長）

部会	職名	氏名	
社	各地区公民館長(9)	清水雅彦(八橋) 竹中徳(浦安)	
		田中敏夫(下郷) 岩本昭一(上郷)	
会	各地区区長会長(9)	馬野忠篤(古布庄)	
		三浦孝司(赤碕) 前田寿光(成美)	
		永田彰寿(安田) 橋井操(以西)	
		清水雅彦(八橋) 藤本則明(浦安)	
		杉嶋恒延(下郷) 桑本史明(上郷)	
教	教育委員代表(1)	森田澄恵(職務代理者)	
	社会教育委員会代表(1)	西本博志	
	人権教育推進員	鍋島しのぶ	
	保育園保護者会連合会代表(1)	宮川大志(会長)	
	小・中学校PTA連合協議会代表(1)	精山誉志(会長)	
	女性団体連絡協議会代表(1)	澤田直美	
	男女共同参画推進会議代表(1)	桑村清子	
	青少年健全育成協議会代表(1)	岩本昭一(会長)	
	部	各地区人権・同和教育推進研究協議会会長他(5)	高松由美(八橋) 米村学(浦安)
			野田千卯(下郷) 藤井巳貴雄(上郷)
永代光一(古布庄)			
会	部落解放同盟琴浦町協議会代表(5)	前田英敏(議長) 福本章(副議長)	
		澤田陽子(副議長) 片山夏矢子(書記長)	
		澤田春美(女性部長)	
会	出上・下伊勢西自治会代表(4)	澤田陽子(大区長) 森実男(会長)	
		谷田順子(副大区長) 西村敦郎(副会長)	
		澤田豊秋 李隆司	
福	社	規約第5条 会の趣旨に賛同する者(4)	
		藤原道弘	
		社会福祉協議会代表(1)	西本行則(局長)
		高齢者クラブ連合会代表(1)	榎田勝充(会長)
		各文化センター館長(2)	河井園子(東伯) 西村敦郎(赤碕)
		人権擁護委員会代表(1)	西本博志
		身体障害者福祉協会代表(1)	杉本栄
		手をつなぐ育成会代表(1)	中原正(会長)
		部	精神障害者ことうら家族会代表(1)
民生児童委員協議会代表(1)	松本雅文		
更生保護女性会代表(1)	馬野英子		
会	東伯保護区保護司会代表(1)	明石幸一	

参考資料

令和5年度人権・同和教育部落懇談会（小地域懇談会）実施状況	… 25 ページ
令和6年度琴浦町人権啓発事業・講座日程	… 26 ページ
琴浦町人権尊重の社会づくり条例	… 28 ページ
琴浦町人権施策基本方針体系図	… 30 ページ
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	… 31 ページ
琴浦町における「人権教育」	… 32 ページ
琴浦町男女共同参画推進条例	… 34 ページ
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（抜粋）	… 37 ページ
本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の 推進に関する法律（抜粋）	… 38 ページ
部落差別の解消の推進に関する法律	… 39 ページ
性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する 国民の理解の増進に関する法律（抜粋）	… 40 ページ

令和5年度人権・同和教育部落懇談会（小地域懇談会）実施状況

※この資料は、人権・同和教育部落懇談会を推進するうえで現状を把握し、今後の推進に活かしていくためのものです。
資料の取り扱いにはご注意ください。
(参加世帯率はアンケート回収数を世帯数で割って計算したものです。)

地区名	令和5年度				令和4年度			
	世帯数	アンケート回収数	参加者数	参加世帯率	世帯数	アンケート回収数	参加者数	参加世帯率
八橋地区	1,261	194	322	15.4%	1,287	147	234	11.4%
浦安地区	1,113	202	394	18.1%	1,133	194	295	17.1%
下郷地区	445	125	284	28.1%	447	155	276	34.7%
上郷地区	132	77	162	58.3%	132	70	123	53.0%
古布庄地区	228	60	102	26.3%	234	64	113	27.4%
東伯地区計	3,179	658	1,264	20.7%	3,233	630	1,041	19.5%
赤碕地区	1,237	209	378	16.9%	1,230	192	291	15.6%
成美地区	467	108	196	23.1%	475	123	254	25.9%
安田地区	324	40	84	12.3%	326	35	58	10.7%
以西地区	199	49	94	24.6%	200	44	88	22.0%
赤碕地区計	2,227	406	752	18.2%	2,231	394	691	17.7%
合計	5,406	1,064	2,016	19.7%	5,464	1,024	1,732	18.7%

令和6年度琴浦町人権啓発事業・講座日程

開催日	場 所	講演会・研修会等名称
5/11 (土) 13:30～	東伯文化センター	とうはく人権まなびの講座 映画上映会 内 容：デフリンピックについて 講 師： ^{まえしま ひろゆき} 前島 博之さん (デフリンピック出場経験者)
6/13 (木) 19:30～	赤碕文化センター	あかさき人権まなびの講座 講演会 内 容：性犯罪と性被害そして支援について 講 師： ^{しげはら みほ} 繁原 美保さん (クローバーとっとり)
6/29 (土) 10:00～	東伯文化センター	とうはく人権まなびの講座 講演会 内 容：引きこもり、不登校について 講 師： ^{はらだ ゆたか} 原田 豊さん (鳥取県精神保健福祉センター所長)
7/7 (土) 13:30～	まなびタウンとうはく 多目的ホール	人権啓発事業① 内 容：拉致問題人権学習会 説 明：県職員 DVD「拉致私たちは何故、気付かなかったのか！」視聴 対 談： ^{まつもと はじめ} 松本 孟さん (拉致被害者家族会)
7/13 (土) 13:00～	東伯文化センター	とうはく人権まなびの講座 映画上映会 内 容：私のはなし、部落のはなし (部落問題)
7/25 (木) 19:30～	赤碕文化センター	あかさき人権まなびの講座 講演会 内 容：「まなび直そう部落の歴史」 講 師： ^{とがわ まさあき} 外川 正明さん (京都教育大学名誉教授、鳥取環境大学名誉教授)
8/29 (木) 19:30～	赤碕文化センター	あかさき人権まなびの講座 講演会 内 容：LGBTQ+と呼ばれている人の人権 講 師： ^{たなか ある} 田中 或さん (任意団体ゆるしか)
9/9 (月) 19:30～	東伯文化センター	とうはく人権まなびの講座 講演会 内 容：更生保護について 講 師：鳥取保護観察所職員

開催日	場 所	講演会・研修会等名称
9/26 (木) 19:30～	赤碕文化センター	あかさき人権まなびの講座 講演会 内 容：ひとりぼっちをつくらないつながらる社会づくり (相談支援について) 講 師： ^{かわぐち としひろ} 川口 寿弘さん (鳥取市中央人権福祉センター所長)
10/26 (土) 14:00～	赤碕文化センター	あかさき人権まなびの講座 テーマ：部落問題 内 容：すばらしき部落の伝承文化 ～円通寺人形芝居から学ぶ～ 講 師：円通寺人形保存会のみなさん
10/27 (日) 13:30～	東伯文化センター	とうはく人権まなびの講座 講演会 内 容：発達障がいについて 講 師： ^{みき たかひろ} 三木 崇弘さん (小児科医 児童精神科医)
秋頃	分庁舎 多目的ホール 東伯・赤碕中学校	人権啓発事業② 内 容：性的マイノリティの人権 講 師： ^{まえた りょう} 前田 良さん (Like myself 代表)
12/1 (日)	分庁舎 多目的ホール	ことうら人権まなびの集い 内 容：「旅という火と旅からの風」 ～地平線で生き方について考える～ 講 師： ^{にしの りよお} 西野 旅峰 さん 実践発表：小学生「解放」学習会 展 示：町内小中学生の人権標語 他
3月頃	分庁舎 多目的ホール	人権啓発事業③ 内 容：部落問題 講 師：調整中

※町内各種日程は予定です。都合により変更することもあります。ご了承ください。

○琴浦町人権尊重の社会づくり条例

令和3年3月18日

条例第5号

全ての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、人としての尊厳と権利について平等である。

これは、世界人権宣言にうたわれている人類普遍の原理であり、基本的人権を侵すことのできない永久の権利として保障している日本国憲法の理念とするところでもある。

すなわち、私たち一人ひとは、様々な個性を持ったかけがえのない存在であり、人種、民族、国籍、信条、性別、年齢、性的指向、性自認、障がい、感染症等の病気、職業、被差別部落その他の事由により、人が生まれながらに有する人間としての権利を妨げられることなく、個人として尊重されなければならない。そして、一人ひとりの多様性が認められ、それぞれの持つあらゆる可能性が発揮される機会が与えられなくてはならない。

同時に、私たちは、社会の構成員としての責任を自覚し、常に他者の人権の尊重を念頭に置いて、自らの人権を行使するようにしなければならない。

しかし、今日でもなお、様々な差別、偏見及び人権侵害が依然として存在しているほか、社会状況などの変化に伴い、差別を助長し、誘発することにつながるインターネットを利用した悪質な書き込みなど新たな人権問題が生じている。

このような状況を鑑み、私たちは、「人権が尊重される社会を確立していく」という強い意志の下、一人ひとりが自分ごととして考え主体的に行動し、互いの多様性を認め合い、たゆまぬ努力を続けることを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、差別、偏見及び人権侵害のない人権を尊重する社会づくり(以下「人権尊重の社会づくり」という。)に関し、町の責務及び町民(町内に在住、在勤若しくは在学する全ての者又は町内において事業若しくは活動を行う全ての事業者、地域、各種団体等をいう。以下同じ。)の役割を明らかにし、あらゆる人権に関する課題に取り組み、問題の解消を図り、もって全てのものの人権が尊重され、かつ、多様性を認め合える社会づくりの実現を図ることを目的とする。

(町の責務)

第2条 町は、前条の目的を達成するため、国及び県との適切な役割分担を踏まえて連携を図りながら、人権尊重の社会づくりに関する施策(以下「人権施策」という。)を積極的に推進するとともに、町政の全ての分野で人権に配慮し、人権尊重の社会的環境づくりと人権意識の醸成及び高揚に取り組むものとする。

(町民の役割)

第3条 町民は、第1条の目的を達成するため、町民相互に基本的人権を尊重し、自らが人権尊重の社会づくりの担い手であることを認識し、主体的に人権意識の向上に努めるものとする。

(町民と町との協働)

第4条 町民及び町は、それぞれの役割及び責務を果たしながら、相互に協働して、人権尊重の社会づくりに努めるものとする。

(人権施策基本方針)

第5条 町は、人権施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本となる方針(以下「人権施策基本方針」という。)を定めるものとする。

2 人権施策基本方針は、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 人権尊重の社会づくりに係る基本理念に関すること。

- (2) 人権意識の醸成及び高揚を図るための人権教育・啓発に関すること。
- (3) 人権問題における分野ごとの施策に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、人権施策を推進するために必要な事項に関すること。

(教育及び啓発の実施)

第6条 町は、人権施策基本方針に基づき、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、あらゆる人権に関する課題の解消を図るための教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(推進体制の充実)

第7条 町は、人権施策基本方針に基づく施策を効果的に行うため、国、県、関係団体等(以下「国等」という。)との連携に努め、推進体制の充実を図るよう努めるものとする。

(調査の実施)

第8条 町は、人権施策基本方針に基づく施策を効果的に行うため、国等が行う調査に協力するとともに、必要に応じて人権に関する町民の意識調査等を行い、その結果を町の施策に反映させるものとする。

(相談体制の充実)

第9条 町は、人権施策基本方針に基づき、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、あらゆる人権に関する課題に係る相談に誠実・的確に応じるために必要な相談体制の充実に努めるものとする。

(人権尊重の社会づくり審議会の設置)

第10条 人権施策の推進に関する事項その他この条例の目的を達成するための事項を審議するため、人権尊重の社会づくり審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

- 2 町長は、人権施策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。
- 3 審議会は、人権尊重の社会づくりに関する事項について、町長に意見を述べることができる。

(審議会の委員)

第11条 審議会は、委員22人以内で組織するものとし、町長が次に掲げる者のうちから委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 町の職員

- 2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 その他審議会の運営に関し、必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

琴浦町人権施策基本方針体系図

琴浦町人権尊重の社会づくり条例

【基本理念】一人ひとりが尊重され、心豊かにつながりあうまちづくり

誰もが個人として等しく尊重され、多様性を認め合う差別のない社会の実現

自己の能力が発揮でき、生きがいのある人生を創造できる社会の実現

誰もが安全で安心して暮らせる社会の実現

施策の方向性

第1章 基本的な考え方

- 1 人権をめぐる社会の動き
- 2 人権施策基本方針の位置づけ
- 3 人権尊重の基本理念
- 4 計画期間・推進体制
- 5 持続可能な開発目標（SDGs）との関連性

第2章 人権施策の推進方針

1 協働による人権尊重のまちづくり

・町の責務、町民の役割、事業者の役割

2 人権・同和教育、啓発の推進

・就学前、学校、家庭、地域、企業等における人権・同和教育、啓発の推進

3 推進体制の確立・調査の実施

・人権の視点に立った行政の推進及び職員の資質向上
・国、県、関係団体等との連携及び推進体制の充実
・意識調査等の実施及び活用

4 相談支援の充実

・国、県と連携した相談支援体制の充実
・地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制の整備

5 差別事象への対応

6 ユニバーサルデザインの視点に立った施策の推進

・教育・啓発の推進
・ユニバーサルデザインの推進

分野別施策の方向性

第3章 分野別施策の推進

- 1 男女共同参画に関する人権
- 2 子どもの人権
- 3 高齢者の人権
- 4 障がいのある人の人権
- 5 部落問題
- 6 アイヌ民族の人権
- 7 外国にルーツがある人の人権
- 8 病気にかかわる人の人権
- 9 刑を終えて出所した人の人権
- 10 犯罪被害者等の人権
- 11 インターネットにおける人権
- 12 北朝鮮当局による拉致問題等
- 13 生活困窮者の人権
- 14 性的マイノリティの人権
- 15 災害等に起因する人権
- 16 個人情報の保護
- 17 その他の人権課題、新たな人権問題

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

(平成12年12月6日法律第147号)

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

平成22年7月1日

琴浦町における「人権教育」

琴 浦 町
琴浦町教育委員会

琴浦町では平成16年9月1日の町村合併を契機に、町部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例を制定、人権・同和教育課を設置し積極的に施策を推進してきました。

そして、学校教育や社会教育において同和教育と位置付けていたこの教育及び啓発を「人権・同和教育」と町独自に呼称し、これが定着しています。

国際社会、国そして県の動向が同和教育から人権教育に転換される中、本町の「人権・同和教育」について整理し、改めてその意味を明確にしたいと思います。

1. 同和教育について

同和教育を解決する重要な方策である「同和教育」は戦前、それまでの融和教育に引き続いて昭和16年（1941年）から行政用語として用いられるようになりました。

戦後になり公式に用いられたのは昭和27年（1952年）文部省の次官通達からです。

同和教育については、同和对策審議会答申（昭和40年）の第3部、4. 教育問題に関する対策、（1）基本的方針の文中において「同和教育の解決に当たって教育対策は、人間形成に主要な役割を果たすものとしてとくに重要視されなければならない。（中略。）したがって同和教育の中心的課題は法のもとの平等の原則に基づき、社会の中に根強く残っている不合理な部落差別をなくし、人権尊重の精神を貫くことである」と規定しています。

国はこの同和对策審議会答申を踏まえ、同和对策事業特別措置法（昭和44年）、地域改善対策特別措置法（昭和57年）、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和62年）をそれぞれ制定し平成14年3月31日まで特別対策を実施してきました。

2. 同和教育から人権教育へ

特別対策の成果と評価については地域改善対策協議会意見具申、同総括部会報告書（平成8年）が提出されており、報告書の4. 今後の重点施策の方向（1）差別意識の解消に向けた教育及び啓発の推進の項目で「今後、差別意識の解消を図るに当たっては、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果とこれまでの手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発として発展的に再構築すべきと考えられる。その中で、同和教育を人権教育の重要な柱として捉え、この問題に固有の経緯等を十分に認識しつつ、国際的な潮流とその取組みを踏まえて積極的に推進すべきである。」と今後の方策の基本的な在り方を示しました。

3. 人権教育について

同年、政府はこの意見具申を受け「同和教育に関する差別意識の解消に向けた教育・啓発に関する地域改善対策特定事業を一般対策としての人権教育・啓発に再構成して推進」することを閣議決定し、人権擁護推進法が制定（平成8年）されました。

さらに、国連10年国内行動計画（平成9年）や人権擁護推進審議会答申（平成11年）等の経過をへて平成12年「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定されました。

同法の制定が「同和教育」から「人権教育」への大きな転換期となりました。

「人権教育」については同法第2条において「人権教育とは人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」と定義していますが、これまで私達が「同和教育」で取り組んできた「同和教育」の解決については条文がありません。

4. 人権課題と同和問題について

しかし同法第7条の規定に基づき策定された「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成14年）では、取り組むべき人権課題12項目（※注1.2）の1つに同和問題を掲げ、文中「地域改善対策特定事業については、平成14年3月の地対財特法の失効に伴いすべて終了し、今後の施策ニーズには、他の地域と同様に、地域の状況や事業の必要性に応じ所要の施策が講じられる。したがって、今後はその中で対応が図られることとなるが、同和問題の解消を図るための人権教育・啓発については、平成8年5月の地域改善対策協議会の意見具申の趣旨に留意し、これまでの同和問題に関する教育・啓発活動の中で積み上げられてきた成果等を踏まえ、同和問題を重要な人権課題の一つとしてとらえ、以下の取組を積極的に推進することとする。（（1）～（10）略）」と明記されています。

これは法律により同和教育から人権教育へと呼称が変わっても、同和問題解決への取組みの重要性に変わりのないことを、この基本計画で明らかにしたものです。

5. 人権・同和教育について

本町における同和教育は、憲法に保障された基本的人権に係る課題である同和問題の解決を中心にしながら、差別の現実深く学び、一人ひとりの生き方や社会のあり様を問い直すことで、暮らしの中にある様々な人権問題に気づき解決していく取組みへと発展してきた教育です。

こういった経緯を振り返ると、本町においては、同和教育を発展させながら人権教育を行ってきたといっても過言ではありません。

そして「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の制定・執行を契機に「同和教育」は再構築され「人権教育」となりました。

しかし、「同和教育」が「人権教育」に変わるにより、「部落差別はなくなった」「部落問題を勉強する必要はない」など同和問題に対する誤った認識が生まれる可能性があります。

このため、本町の人権教育の推進にあたり、同和問題の解決へ向けた取組みが引き続き重要であることを再認識し、また周知することが必要です。

これを踏まえ

同和問題はなお未解決の現実の問題であり、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」において、この問題が重要な人権課題であると指摘している事を明確にするため、本町では「人権教育」を「人権・同和教育」とします。

※注釈1…平成23年4月1日より「北朝鮮当局による拉致問題等」が追加となり13項目になる。

注釈2…令和3年3月18日より「琴浦町人権尊重の社会づくり条例」制定に伴い17項目になる。

- ◆ 琴浦町における「人権教育」については、策定から年数が経過しているため、令和6年度に内容の見直しを行う予定です

琴浦町男女共同参画推進条例

平成18年9月22日
条例第59号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第7条)

第2章 基本的施策(第8条—第18条)

第3章 琴浦町男女共同参画審議会(第19条—第22条)

第4章 補則(第23条)

附則

急激な少子高齢化の進展など社会環境が変化する中において、これからも豊かで活力のある社会を築いていくためには、男女それぞれが、互いの違いを認め合い、人権を尊重しつつ、その個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野において参画し、ともに責任を分かち合うことのできる、魅力あふれた社会の実現が不可避である。

このためには、性別による固定的な役割分担等やそれに基づく社会慣行を是正し、一切の暴力を許さないなどの男女共同参画社会の実現に向けて、社会のあらゆる分野における一層の取り組みが求められている。こうした現状を踏まえ、豊かで安心できる社会を築いていくためには、男女が社会的文化的に形成された性別の概念にとらわれず、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現が琴浦町として求められている。

このような認識のもと、男女の共同による、心豊かで魅力ある琴浦町のまちづくりのために、ここにこの条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、町、町民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が性別にかかわらず個人として尊重され、社会の対等な構成員として自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前項に規定する機会に係る男女間の格差を改善するために必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 事業者等 町内に事務所又は事業所を有する法人及び個人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としてその尊厳が重んじられ、性別による差別的取り扱いを受けることなく、一人ひとりが社会のあらゆる分野においてその個性と能力を発揮する機会が確保されることを旨として、男女の人権が互いに尊重されること。
- (2) 男女の性別または性的指向にかかわらず、すべての人の、人権が尊重されること。
- (3) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担意識を反映して、男女の社会における活動の自由な選択に対し、影響を及ぼすことがないように配慮されること。
- (4) 町における施策又は事業者等における方針の立案及び決定に、男女が対等な構成員として参画する機会が確保されること。
- (5) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動とその他の活動とを両立できるよう配慮されること。

(町の責務)

第4条 町は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を策定し、及び実施しなければならない。

2 町は、男女共同参画の推進にあたっては町民及び事業者等と協力するとともに、国及び他の地方公共団体と連携して取り組まなければならない。

(町民の責務)

第5条 町民は、基本理念にのっとり、社会のあらゆる分野において、積極的に男女共同参画の推進に努めるとともに、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者等の責務)

第6条 事業者等は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、積極的に男女共同参画の推進に取り組むとともに、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 家庭、地域、職場、学校等のあらゆる場における性別による差別的取り扱い
- (2) 家庭、地域、職場、学校等のあらゆる場における性的な言動により相手方の生活環境を害する行為又は相手方に不利益を与える行為
- (3) 配偶者等に対する身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為

第2章 基本的施策

(基本計画)

第8条 町長は、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第3項の規定に基づき、基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 町長は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、琴浦町男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。

3 町長は、基本計画の策定に当たっては、町民及び事業者等の意見を反映することができるよう適切な措置を講じなければならない。

4 町長は、基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

5 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 町は、男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進について配慮しなければならない。

(理解を深めるための措置)

第10条 町は、町民及び事業者等が男女共同参画に関する理解を深めるため、広報活動に努めるとともに、男女共同参画に関する教育が促進されるために、必要な情報収集及び調査研究を行い、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(積極的改善措置)

第11条 町は、社会のあらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、町民及び事業者等と協力し、積極的改善措置を講ずるよう努めなければならない。

(雇用の分野における男女共同参画の推進)

第12条 町は、事業者等に対し、雇用の分野において男女共同参画が推進されるよう、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。

2 町は、必要があると認めるときは、事業者等に対し、男女共同参画の推進に関する広報活動及び調査の実施について協力を求めることができる。

3 町は、必要があると認めるときは、事業者等に対し、男女共同参画の推進に関し報告を求め、及び適切な措置を講ずるよう協力を求めることができる。

(町民及び事業者の活動に対する支援)

第13条 町は、町民及び事業者等が実施する男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供、当該活動を支援するための拠点の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(家庭生活における活動とその他の活動との両立支援)

第14条 町は、男女が共に、家庭生活における活動と職場や地域等における活動とを両立できるように、情報の提供、相談その他の必要な支援の実施に努めなければならない。

(附属機関の委員の構成)

第15条 町の附属機関の委員の構成は、男女別の委員の数が均衡するように努めなければならない。

(実施状況の公表)

第16条 町長は、毎年、男女共同参画の状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を公表しなければならない。

(施策に対する意見及び性別による権利侵害の申出)

第17条 町民及び事業者等は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策についての意見を町長に申し出ることができる。

2 町民は、男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権を侵害された場合には、町長にその旨を申し出ることができる。

3 町長は、1項及び2項の規定による申出があったときは、琴浦町男女共同参画審議会に報告するとともに、適切な処理に努めなければならない。

(推進体制の整備)

第18条 町は、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策について円滑かつ総合的に推進するために必要な体制を整備するものとする。

2 町は、町民及び事業者等の男女共同参画社会の形成の推進に関する取組みを支援する活動拠点の整備に努めるものとする。

第3章 琴浦町男女共同参画審議会

(審議会の設置)

第19条 琴浦町男女共同参画計画の策定その他男女共同参画に関する重要事項を調査審議するため、琴浦町男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、施策の基本的事項及び重要事項について町長に意見を述べることができる。

(組織等)

第20条 審議会は、15人以内の委員をもって組織する。この場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 男女共同参画の推進に関し知識及び理解のある者

(3) 町内に住所を有する者

3 委員の任期は2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第21条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第22条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第4章 補則

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（抜粋）
（平成二十五年 法律第六十五号）

（目的）

第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（国民の責務）

第四条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

（基本方針）

基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向
- 二 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
- 三 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
- 四 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(抜粋)
(平成二十八年六月三日法律第六十八号)

(目的)

第一条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

(基本理念)

第三条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(啓発活動等)

第七条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附帯決議(抜粋)

一. 第二条が規定する「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」以外のものであれば、いかなる差別的言動であっても許されるとの理解は誤りであり、本法の趣旨、日本国憲法及びあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約の精神に鑑み、適切に対処すること。

※参議院法務委員会より

部落差別の解消の推進に関する法律
(平成二十八年十二月十六日 法律第百九号)

(目的)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（抜粋）

（令和五年六月二十三日 法律第六十八号）

（目的）

第一条 この法律は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「性的指向」とは、恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。

2 この法律において「ジェンダーアイデンティティ」とは、自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう。

（基本理念）

第三条 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策は、全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを旨として行われなければならない。

（国の役割）

第四条 国は、前条に定める基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

（地方公共団体の役割）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

（事業者等の努力）

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関するその雇用する労働者の理解の増進に関し、普及啓発、就業環境の整備、相談の機会の確保等を行うことにより性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する当該労働者の理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。以下同じ。）の設置者は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関するその設置する学校の児童、生徒又は学生（以下この項及び第十条第三項において「児童等」という。）の理解の増進に関し、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境の整備、相談の機会の確保等を行うことにより性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する当該

学校の児童等の理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(措置の実施等に当たっての留意)

第十二条 この法律に定める措置の実施等に当たっては、性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、全ての国民が安心して生活することができることとなるよう、留意するものとする。この場合において、政府は、その運用に必要な指針を策定するものとする。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

第二条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

とっとり安心 ファミリーシップ制度

令和5年10月1日開始

県民一人ひとりが性の多様性を尊重し、みんなが安心して自分らしく暮らせる社会を実現するため、「とっとり安心ファミリーシップ制度」を設けました。

とっとり安心ファミリーシップ制度とは

お互いを人生のパートナーとして認め合う性的マイノリティ※のカップルが相互に協力し合う関係またはその子や親と一緒に家族として協力し合う関係にある旨を届け出て、県がその届出を受理したことを証明する制度です。市町村等と連携しながらサービス提供を行います。

法律上の婚姻とは異なり、法的な権利や義務が発生するものではないため、法律上の効果はありませんが、お二人やそのご家族の意思を尊重するとともに、誰もが自分らしく生きられる社会の実現を目指していきます。

- パートナー関係にあるお二人からの届出を県が受理したことを証明します。
親や子も一緒に届け出ることができます。
- 郵送や電子申請での届出も可能です。

※ 性的マイノリティとは、性的指向（恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向）が異性に限らない方、性自認（自己の属する性別についての認識）が戸籍上の性と一致しない方、自身の性を認識していない方等をいいます。

◆性のあり方は多様であり、一人ひとりの人権に関わる大切なものです◆

届出書類の入手・利用できるサービスなど詳しくはとっとりネット(県HP)をご覧ください。→

鳥取県地域社会振興部人権尊重社会推進局人権・同和対策課 電話0857-26-7121



【この制度の利用をお考えの皆様へ】

届出をすることができるカップル

次のいずれにも該当する性的マイノリティのカップルが対象です。

- 1 双方が民法に規定する成年に達していること。(18歳以上)
- 2 双方に配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含まず)がないこと。
- 3 双方がともに届出をしようとする相手以外との届出をしていないこと。
- 4 相手方が近親者(直系血族、三親等内の傍系血族または直系姻族をいう。)でないこと。ただし、養子縁組によって近親者となった方は除きます。
- 5 双方もしくはいずれか一方が県内に住所を有し、または県内への転入を予定していること。

届出の方法

- 電子申請、郵送又は持参にて受け付けています。

<必要書類>

- とっとり安心ファミリーシップ届出書(とりネット(県HP)から入手してください) 住民票の写し
- 本人確認書類(運転免許証等) 婚姻をしていないことを証明する書類(戸籍抄本等)
- 届出者の顔写真(3か月以内に撮影したもの)持参される場合は不要です。

※子や親を含む届出の場合や、通称名を利用する場合は、さらに書類が必要となります。
詳しくはとりネット(県HP)をご確認ください。

申請はこちらから→



- 届出を受理したのち、届出受理証明書を(希望者には携帯用カードも併せて)交付します。

利用できる・しやすくなる行政サービス

届出受理証明書(携帯用カード含む)の提示等により、行政サービスが利用しやすくなります。県と連携した市町村においても、ホームページに掲載されたサービスを利用することができます。詳しくはとりネット(県HP)をご覧ください。

【届出受理証明書(携帯用カード含む)の提示を受けた皆様へ】

本人の意に反して、他人にその利用に係る情報を流すことは、アウティング(暴露)になりますので、この取組の趣旨を十分にご理解いただき、適切な対応についてご配慮いただきますようお願いいたします。

【相談窓口】

鳥取県LGBTQ寄り添い電話相談窓口

性自認や性的指向についてお悩みの方や、ご家族、ご友人からの相談を受け付けています。お気軽にご相談ください。

電話 0120-65-1010 相談日 毎月第1・3水曜日 18:00~20:00
第2・4土曜日 15:00~17:00

成婚9組の実績！結婚を目指すなら！！

第15弾

琴浦

くるくるツアー



バーベキュー

みるくの里で
出会いのイベントを
楽しモウ～



シャインマスカット狩り



お見合い&交流会

2024
10.13日

AM.10:00～

主会場



バターづくり体験



集合場所 jifukel

東伯郡琴浦町赤碕1053-11
鳴り石の浜駐車場

参加者募集

男性

1. 対象者 琴浦町在住の独身男性
※農業従事者を優先
2. 対象年齢 25歳から45歳まで
3. 募集人数 10名(応募多数の場合は抽選)
4. 募集期間 7月20日～9月20日
5. 参加費用 2,000円

女性

1. 対象者 琴浦町内外を問わず独身女性
2. 対象年齢 25歳から45歳まで
3. 募集人数 10名(応募多数の場合は抽選)
4. 募集期間 7月20日～9月20日
5. 参加費用 1,000円

お申し込み・お問い合わせ
琴浦町農家担い手結婚対策委員会
(琴浦町農業委員会事務局内)
東伯郡琴浦町大字赤碕1140番地1
TEL.0858-55-7809

参加はこちらから



成婚9組の実績！結婚を目指すなら！！

琴浦

ぐるぐるツアー

第15弾



jifukelにてお見合い

集合場所/jifukel(琴浦町赤碕・鳴り石の浜駐車場)

受付 9:30～ / 開会 10:00
※お見合いがあります

移動



農業体験(琴浦町)

琴浦町内農園で
シャインマスカット狩り
11:00～



※移動には琴浦町のバスを利用します



移動



jifukelにて交流会 スイーツ&ドリンク★

交流会(カップル席で交流) 16:30～
告白タイム 17:00頃～ (終了予定 17:30)



移動



大山まきばみるくの里【昼食】

パーベキュー 13:00～
バターづくり体験 14:30～



※当日は農業体験もありますので、動きやすい靴をご利用下さい。
※交流会ではカップル席を用意しますので、積極的に1対1でのお話を進めてください。
※JR赤碕駅を利用される方・下り線到着/17時54分(米子行)・上り線到着/17時53分(鳥取行)

※写真はイメージです

お申し込み方法

スマホからのお申し込み or FAX または郵送でのお申し込み

参加申し込みは9月20日(金)まで!! ※郵送の場合は当日消印有効

1

スマホから
お申し込み

下記のQRコードを
読み取って、
サイトにアクセスし
お申し込みください。



2

FAX or 郵送で
お申し込み

FAX 送信先 0858-55-7558

郵送先 〒689-2501 東伯郡琴浦町大字赤碕1140番地1
琴浦町農家担い手結婚対策委員会

※参加は独身の方に限ります

◆お名前(ふりがな)

◆性別 男・女

◆生年月日 西暦

年

月

日

◆職業

◆ご住所 〒

◆お電話(携帯電話可)

()

◆メールアドレス(携帯電話可)

◆希望するお相手の年齢

～

歳

※ご登録いただいた個人情報は本イベント事業以外では利用いたしません。